

木簡研究

第一四号

木簡研究

第一四号



木
簡
學
會

題字 藤枝 晃 刻

藤枝 晃 刻

目次

巻頭言……………八 木 充……………i

一九九一年出土の木簡……………i

概 要	土 橋 誠	1	京都・木津川河床遺跡	橋本清一	50
凡 例	館野和己	7	大阪・大坂城跡	鈴木秀典	52
奈良・平城宮跡	館野和己	7	大阪・住友銅吹所跡	鈴木秀典	53
奈良・平城京左京二条二坊坊間路	三好美穂	17	大阪・桑津遺跡	高橋 工	56
奈良・西側溝	前園実知雄	19	大阪・竜華寺跡	高萩千秋	59
奈良・平城京東市跡推定地	橋本義則	24	大阪・高槻城跡	鐘ヶ江 一朗	61
奈良・唐招提寺	橋本義則	24	大阪・堺環濠都市遺跡	増田 達彦	71
奈良・藤原京跡	橋本義則	24	兵庫・屏風遺跡	須藤 宏	72
奈良・飛鳥池遺跡	林部 均	33	兵庫・長田神社境内遺跡	佐伯 二郎	74
奈良・四条遺跡	松崎 俊郎・清水 みき	36	兵庫・宅原遺跡	山 仲 進	75
京都・長岡京跡(1)	石尾 政信	40	兵庫・袴狭遺跡(1)	大 平 茂	77
京都・長岡京跡(2)	誠・山本 輝雄	43	兵庫・袴狭遺跡(2) (巨坪井遺跡)	西 口 圭介	81
京都・長岡京跡(3)	土 橋 誠	48	滋賀・光明寺遺跡	辻 広 志	84
京都・遠所遺跡					

滋賀・西河原森ノ内遺跡	辻	辻	石川・上荒屋遺跡	小西
滋賀・西河原遺跡	辻	広志	新潟・山田郷内遺跡	西
滋賀・湯ノ部遺跡	濱	修	鳥根・領城遺跡	田中
長野・石川条里遺跡	白居	直之	岡山・吉野口(狸山小)遺跡	金
群馬・内匠日向周地遺跡	津金澤	吉茂	広島・三日市遺跡	金
福島・小茶戸遺跡	吉田	生哉	山口・長登銅山跡	近
宮城・富沢遺跡	五十嵐	康洋	香川・空港跡地遺跡(第3工区)	池
宮城・多賀城跡	鈴木	拓也	福岡・雀居遺跡	田
宮城・円福寺遺跡	新野	一浩	長崎・興善町遺跡	下
宮城・田道町遺跡C地点	道夫・平川	南		村
				智
				永
				松
				実
				130
				128
				126
				122
				120
				118
				117
				115
				113

一九七七年以前出土の木簡 (一四)

奈良・平城宮跡(第五〇五一・五二六三次)	寺崎	保広	大阪・郡家川西遺跡	鷺森	浩幸	139
大阪・上田部遺跡	鷺森	浩幸	富山・じょうべのま遺跡	柳木	謙周	140
大阪・郡家今城遺跡	鷺森	浩幸	富山・高瀬遺跡	柳木	謙周	143

考古資料としての古代木簡

八幡林遺跡等新潟県内出土の木簡

木上と片岡

岩本次郎..... 212

小林昌二..... 189

山中章..... 147

下級国司の任用と交通——二条大路木簡を手がかりに——	鈴木景二	225
「敦煌漢簡」研究の現状と課題	吉村昌之	241

凡 例

一、以下の原稿は各木簡出土地の発掘機関・担当者に依頼して、執筆していただいたものであるが、体裁および釈文の記載形式等については編集担当の責任において調整した。

一、遺跡の配列はほぼ奈良時代の五畿七道の順序に準じた。

一、釈文の漢字はおおむね現行常用字体に改めたが、「實」「證」

「龍」「廣」「塵」等については正字体を使用し、異体字は

「井」「井」「季」「林」等についてのみ使用した。

一、釈文下段のアラビア数字は木簡の長さ（文字の方向）・幅・厚さを示す（単位はミリメートル）。欠損している場合は括弧つきで示した。その下の三桁の数字は型式番号を示す。またそれぞれ

の発掘機関での木簡の通し番号は最下段に示した。

一、釈文に加えた符号は次の通りである（六頁第一図参照）。

「**┌**」 木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていることを示す（端とは木目方向の上下両端をいう）。

「**<**」 木簡の上端・下端に切り込みのあることを示す。

「**ミ**」 抹消された文字であるが、字面のあきらかな場合に限り原字の左傍に付した。

○ 穿孔のあることを示す。

■ 抹消により判読困難なもの。

〇〇〇 欠損文字のうち字数の確認のできるもの。

〇〇 欠損文字のうち字数が推定できるもの。

〇 欠損文字のうち字数の数えられないもの。

× 前後に文字のつづくことが内容上推定されるが、折損等により文字が失われているもの。

〃 異筆、追筆。

合点。

木簡の表裏に文字のある場合、その区別を示す。

校訂に関する注で、原則として釈文の右傍に付し、

本文に置き換えるべき文字を含む場合。

文字の上に重書して原字を訂正している場合、訂正箇所の左傍に・を付し原字を上上の要領で右傍に示した。

カ 筆者・編者が加えた注で疑問の残るもの。

マ、 文字に疑問はないが意味の通じ難いもの。

… 同一木簡と推定されるが、折損等により直接つながらず、中間の文字が不明なもの。

〇 組版の関係で一行のものを二行以上に組まなければならなかった場合、行末・行初につけたもの。

● 図版に写真の掲載されているもの。

一、地形図は原則として国土地理院発行の五万分の一地形図を使用し、図名を()内に示した。地図中の▼は木簡の出土地点を示す。

一、釈文の最下段に三桁で示した型式番号は、木簡の形態を示し、つぎの一五型式からなる(六頁第2図参照)。

〇11型式 短冊型。

〇15型式 短冊型で、側面に孔を穿ったもの。

〇19型式 一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの。

〇21型式 小形矩形のもの。

〇23型式 小形矩形の材の一端を圭頭にしたもの。

〇24型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの。方頭・圭頭など種々の作り方がある。

〇25型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの。

〇26型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの。

〇28型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

〇29型式 長方形の材の一端を尖らせたもの。

〇30型式 長方形の材の一端を尖らせたものであるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

〇31型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。

〇32型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの。

〇33型式 折損、腐蝕その他によって原形の判明しないもの。

〇34型式 削屑。

広島・草戸千軒町遺跡出土木簡の型式番号は、広島県草戸千軒

町達跡調査研究所「草戸千軒—木簡—」を参照されたい。なおその他の中・近世木簡については以上の型式番号に適合しないものが多いので、注記を省略したものもある。

以下千軒人等
行夜使仍注状故移

×位下財藏人安万呂
×行夜使仍注状故移

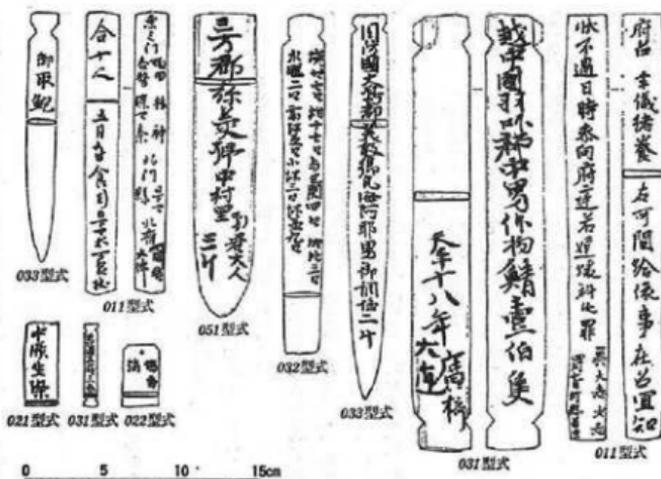
泉進上村十二条中 又八条×
拵一条

武藏国男妾郡余戸里大賢波一斗天平十八年十一月

請飯普加久 舍人十七人
史生二人 右依例所請如件

請飯藏部一人 舍人十七人
史生一人 右依例所請如件

第1図 木簡釈文の表記法



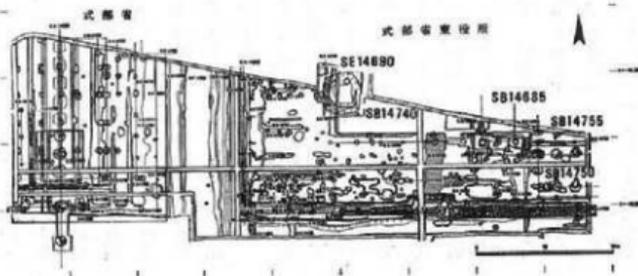
第2図 木簡の形態分類

奈良・平城宮跡

- 1 所在地 奈良市佐紀町
- 2 調査期間 一九九一年(平)三月～八月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 町田 章
- 5 遺跡の種類 宮殿・官衙跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代～平安時代初期
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

調査地は平城宮南面の東門である壬生門を入った東側にあたり、宮東南隅に近く、東は第三二次補足、南は第一五五次、西は第一六五次と第二二〇次の各調査区にそれぞれ接し、北は近鉄の軌道敷に限られる。東隣の第三二次補足調査では、一三〇〇点弱にのぼる考課関係の木簡が出土している。壬生門の内側の東西に、式部省と兵部省が相対する形で配置されていたことは、平安宮「宮城園」から知られていたが、平城宮においても同様の配置をとることが、一九八九年以来の壬生門周辺地区の調査によって明らかになっている。本調査は式部省官衙の西南部を対象とした第二二〇次調査に引き続き、第二二次調査として、同官衙東南部と、その東側に位置する官衙の様相を明らかにすることを目的に行なったものである。

調査の結果、式部省に関わる遺構として、その東面及び南面を西する築地堀・礎石建ちの南北棟建物を検出した。後者は梁間二間(柱間九尺)・桁行五間(同一四尺)の身舎に、当初西庇(庇の出二尺)が付くが、後に東庇(同一〇尺)に作り替えられ、さらにその後これを建て替えて東へ伸ばしている(同一四尺)。第二二次調査では、この建物と南門をはさんで東西対称の位置にほぼ同規模の南北棟を検出している。これにより、式部省内は、今回検出の建物を東第二堂とするコ字形の建物配置をとることが判明した。ただしこれらの遺構は奈良時代中頃から後半にかけてのものであり、奈良時代初期にはこの



第二次朝堂院地区の南方地区は、南北棟建物の下層で検出した南北扉と南面大垣に先行する東西扉で大きく区画されていたが、その内部の建物遺構等はこれまでのところ検出されていない。

一方その東側では、式部省東築地塼の東を南北に走る道路(両側溝心々距離六・一m)をはさんで、官衙跡(式部省東役所)を検出した。そこは奈良時代初期には、掘立柱塼によって区画される一郭である。その規模は、発掘区外に伸びるため不明であるが、南北二〇m以上、東西は五〇m以上になる。南面には西端から約二九mの所に幅四・五mの出入り口を設ける。その内部では梁間二間(柱間八尺)・桁行二間以上(同八尺)の南北棟掘立柱建物S B一四六八五と井戸S E一四六九〇を検出した。

式部省地区に建物が造営される奈良時代中頃になると、掘立柱塼は築地塼に作り替えられる。南面築地塼が、第三二次補足調査で確認した築地塼の延長に当たるとすれば、この式部省東役所の東西長は全長八〇m以上になるが、その接続については、現存する本路のため調査できず、確認するに至っていない。区画内部では、前期の出入口の位置を踏襲した礎石建ちの棟門の北に、東西二九・一m、南北一〇m以上の東西棟建物の基壇S B一四七四〇がある。その掘には凝灰岩地覆石の痕跡が残るが、削平により建物規模は不明。南門から基壇までは、傘大かやや小さめの石を甲盛りに敷き詰めた幅約四・二m、長さ九mの歩道がある。

この区画内では、その後南縁部に鉾銅工房が営まれる。すなわち、南面築地塼西端に接した東西四間(約一三・五m)、南北一間(約四・五m)の建物内部を東西に三つに仕切り、それぞれに炬ないしは焼けた小穴、土坑が付属する。南門の東側にも炬や焼けた穴の跡が残るが、覆屋などは検出されていない。さらにその後、基壇建物を壊し、南門の東に梁間二間(柱間八尺)、桁行三間(同九尺)以上の身舎に南庇(庇の出五尺)が付く掘立柱東西棟建物S B一四七五〇、その北に柱筋を揃えて建つ掘立柱東西棟建物S B一四七五五(大部分が調査区外のため詳細不明)が造られるが、奈良時代末には廃絶する。

さて木簡は式部省東役所の、奈良時代前期の井戸跡S E一四六九〇から出土した。この井戸は後期の建物S B一四七四〇の基壇の下層で検出したもので、掘形は一辺約五mの方形で、深さ約二・二m。井戸枠は抜取られ、抜取り跡は崩壊のため、掘形とほぼ同規模まで広がっている。抜取り跡の堆積土は大きくは三層に分かれ、その最上層である黒灰色粘土層から大量の木簡が出土した。出土した状況からは、一括投棄されたものと見られる。木簡の総点数は四七九四点である。そのうち削片が四七〇五点と大半を占め、今後の整理作業で接続が判明すれば、点数はこれより減少すると見られる。その内容は後述するように、第三二次補足調査出土木簡と同じく、考課木簡等式部省に関わるものであり、その年紀が知られるものは天平元年と同三年である。また伴出遺物には瓦・土器類、へら・杓子・

箸・漆器匙・櫛・刀子形・鏝形等の木製品があり、須恵器の杯には「式部省五口」と墨書したものである。なお東役所の西を限る道路の東側溝からも、「式」曹」の墨書がある須恵器が出土している。なおこのほか、第二次朝堂院東第四堂の調査(第二二三号)で近世の井戸から木簡一点が出土したが、判読できない。

8 木簡の釈文・内容

井戸SE一四六九〇

(1) 「式部」^{〔省み〕}

栗前宮麻呂

「右」^{〔右〕}

三人急々参向

(2) 「参向 二月廿一日」

「参向

二月廿一日

197×24×2 011

(3) 「別司」^{〔配み〕}

大政官

中務省

中官職

「日」^{〔他にも残り残りの墨痕あり〕}

左大舎

「一番考」^{〔目録み〕}

以前 (144)×(70)×4 081*

(4) 「>掃部司選文二卷」

75×17×4 032*

(5) 「>第九帙」^{〔十卷〕}

57×19×4 032*

(6) 「擬大領」

(92)×10×1 019

(7) ×「阿倍朝臣廣庭位分資」^{〔位〕}

(280)×25×16 065*

(8) 「大初位上秦掠人錢五百文」

117×(2)×8 081

(9) 无位一人

(31)×(7)×4 081

(10) 「聞懐 冀聞『聖母神皇集』」

(120)×(20)×1 081

(11) 「式部省解」

091

(12) 「神祇官」^{〔神祇〕}「无」^{〔无〕}「官神部」^{〔官〕}「位片同連」

091

(13) 中等 神祇官

091

(14) 太政

091

(15) 中務省内

081

- (28) 中等 雅楽寮使部 100
- (27) 楽 雅楽 典 典 木 木工 20
- (26) 治部省 100
- (25) 散位寮 100
- (24) 音博士 100
- (23) 内 寮 100
- (22) 匠寮 100
- (21) 匠寮 100
- (20) 圖書 100
- (19) 右大舎 人 100
- (18) 中官職命人 无位 100
- (17) 監物史生少初 100
- (16) 内舎人 大伴 100

- (42) 寮 100
- (41) 位下車持君百足 近江國 100
- (40) 主殿寮 100
- (39) 中等 大炊 100
- (38) 大炊寮 100
- (37) 上等木工寮工 100
- (36) 大膳 100
- (35) 大藏省伴 100
- (34) 大藏省藏部 100
- (33) 司 100
- (32) 造兵司 100
- (31) 民部 100
- (30) 女 100
- (29) 雅楽寮歌 100

- | | | | | | |
|------|--|----|------|---|-----|
| (54) | 三考播磨国 ^(按麻) 使從 ^(四) | 9 | (66) | □□□連□□
大倭国添上郡 | 100 |
| (53) | 飛騨国史生□ | 9 | (65) | □□喜郡人 ^(國領) | 100 |
| (52) | 造 ^(難波宮) □□□ | 10 | (64) | 山背国爱宕郡 | 100 |
| (51) | □難波宮司工 | 10 | (63) | □□ ^(編)
右京□ | 100 |
| (50) | 撫使判 ^(官) □□ | 10 | (62) | □秀年 ^(八) □ ^(右京人) 五考 | 100 |
| (49) | 造宮省工部少初位 | 10 | (61) | □故一品吉備内親王宮 | 100 |
| (48) | 右馬寮馬部□□ | 10 | (60) | □□ ^(新)
□田部親王宮藏司主典任□ | 100 |
| (47) | 右兵衛□ | 10 | (59) | 一品舍人親 | 100 |
| (46) | 園池司 ^(内膳司) | 10 | (58) | 『今无 ^(故) □不上』藤孫 | 100 |
| (45) | □□ ^(内膳司)
□□□上日五十 | 10 | (57) | □位統勞從八位 ^(藤)
□□ ^(上) | 100 |
| (44) | 中等正親□ | 10 | (56) | □□ ^(阿波博)
□□ ^(國) | 100 |
| (43) | 『醫師 ^(三) 医鳥 ^(三)
医博士 ^(三) 選醫師□
『凡凡田田□ ^(藤) 』 | 10 | (55) | □考淡路 ^(國) □ | 100 |

(3)の下端は二次的切断である。左右両辺とも割れている。もとは別の墨書があったものを、表面を削って再利用したものであり、削り残りの墨書が残る。考目録は延喜式部式考問条によれば、考文をもとに式部省で二月三〇日以前に、選目録とともに作成され、翌年二月一日に太政官に送られた。同条にはまた考・選の別記を作ることもみえる。式条に見える考目録は紙の文書であるので、本木簡自体は考目録ではない。「一番」とあり、太政官以下職員令に見える官司の順に官司名が書かれていることからすると、別記や考目録の作成にあたっての作業分担を示す役割を持つものかともみられる。式条には「考番史生」「選番史生」の語もみえ、これらの作業は番を作つてなされたと考えられる。

(4)は掃部司の選文に付けられていた付札であるが、延喜太政官式諸司殿内考文条等によれば、諸司の長上官の考文と選文は、一〇月一日に升官に集められ、弁官は目録を作り太政官に申上し、そこから文官のものは式部省に、武官のものは兵部省に下すことになっていた。また番上官の考選文は一〇月二日に省に集められた。この掃部司の選文もこうして式部省に届いたものであろう。(7)はもとは短冊形の木簡の側面に穴を貫通させている〇一五型式であったものを、先をとがらせ別の用途に用いたものである。阿倍朝臣広庭は神龜四年(七二七)一〇月に従三位で中納言となり(『続日本紀』同月甲戌条)以下、日付のみを記すのはすべて本書、天平元年(七二九)八月、

光明子が皇后になった際には、勅を宣している(同月壬午条)。(10)に見える「聖母神皇」は開天武后の尊号である。「日本国見在書目録」(惣集志)に「聖母神皇垂拱後集」「聖母集」がみえる。(21)の「寮」が内匠寮であるなら、それは神龜五年七月二日に新設された、中務省被管の令外官である。

(43)中に見える「医博士(上)」選医師は大宝医疾令の令文の一部である可能性がある。養老医疾令は「令義解」「令集解」とも欠失しているが、『政事要略』などにより条文が復原されている。その医博士条の復原条文は「医博士、取医人内法術優長者為之、按摩呪禁博士亦准此」というものである。しかるに平城宮跡出土木簡中に、同条を習書したものがあり(『平城宮木簡』三二九二五、それによれば上記条文中の「医博士」「内法術優」「呪禁博士亦准此」の部分は習書にもあり、同文である。しかし「取医人」に相当する部分は習書では「選医師」に復原でき、養老令とは異なることから、それは大宝医疾令の条文であろうとみられている。今回出土した木簡も当該箇所がそれと同じ語句であり、大宝令を書き写したものと判断できるのであろう。

(50)「攝使」は鎮撫使であろう。天平三年一月に畿内惣管とともに諸道鎮撫使が置かれている。鎮撫使の下には判官一人、主典一人が属した(同月丁卯条・奏簡条)。(51)(52)「造難波宮使」については、神龜三年一〇月に式部卿従三位藤原朝臣宇合の知造難波宮事

任命が見え(同月庚午巻)、同四年二月には、「造難波宮親民、免課役并房養舊」とあり(同月壬子巻)、難波宮の造宮が進んでいたことがわかる。その後天平四年九月に正五位下石川朝臣牧夫を造難波宮長官に任命し(同月乙巳巻)、また同六年三月の難波宮行幸時に、造難波宮司の官人に禄を賜っている(同月丁丑巻)。(54)播磨国按察使で天平元年前後で名前の知られる人としては、養老五年(七十二)六月に任じられた従四位上百済王南典がいる(同月辛丑巻)。

(59)から(61)には親王・内親王の名が見えるが、いずれもおそらくその家政機関の官人の考課に関わるものであろう。(59)舍人親王は、養老二年正月一品に叙せられ(同月庚子巻)、翌年一〇月には(60)に見える新田部親王と共に、宗室の年長として皇太子首皇子の輔佐を命じられた(同月辛丑巻)。同四年八月知太政官事に就任(同月甲申巻)、天平元年八月には光明立后の勳を宣した(同月壬午巻)。

(60)には新田部親王の宮の蔵司が見える。親王は神亀元年二月親武即位時に一品に叙せられ(同月甲午巻、同五年七月乙卯巻にも一品蔵位記事がある)、同六年二月の長屋王の変の際には、舍人親王と共に王邸に出向き糾問にあたった(天平元年二月壬申巻)。蔵司は後宮に同名の官司があるが、これは親王の宮に属する機関を示すものとして興味深い。なお右の二人の親王は、共に天平七年に死去している。また(61)には故吉備内親王と記されているが、内親王が長屋王の変で自害した後、「其家令候内等並従放免」(天平元年二月甲戌巻)という

措置が取られた。この木簡は彼女の家令、あるいは帳内の考課木簡の副屑であろう。そうであるなら天平元年のものと考えられよう。

(89)(90)に見える「能」は、考課令内外官条中に「応考者、皆具録一年功過行能、並集対読」とある能のこと。義解は「才芸為能」、集解所引の古記は「能、謂書算射騎之類、此二者(行能)无預考」とする。正倉院文書中の大宝令種下の陰陽寮の考文とみられるものには、例えば中上を獲得した正七位上行陰陽師高金蔵について上日數・善・最とともに能として、太一 通甲 天文 六壬式 算術 相地」をあげる『大日本古文書』二四巻五五二―五五四頁「官人考試條」、野村忠夫『律令官人制の研究』。

考課の結果を記した木簡からすると、長上官・番上官両方のものが含まれている。(95)は考課令分番条に見える番上官の上等の理由「小心謹卓、執当幹了」、(96)は同じく中等の「番上無違、供承得濟」を記したものである。また(77)や(85)(86)の上日數や、(91)(92)(93)のように複数の考課結果を記したものの、さらに(102)や(116)など選に関わるものがあることからすると、ある年の考課に関わるだけでなく、成選に関係する木簡もあることがわかる。これは第三次補足調査出土木簡と同じ傾向である。(108)の天平元年八月五日は天平改元の当日の日付である。

(108)以下は建築部材や鉢・壺の個数を数えたものなどで、(108)までの木簡といささか内容を異にする。(114)に「選中遺物」とあるよ

うに、考・選中行事を記したものが含まれているかもしれない。

このように今回出土の木簡を見てくると、年紀のあるものは天平元年(146)と同三年(148)であるが、その他のものも年代をある程度絞れるものは、ほぼその頃のものと同断できる。記載内容からは(50)鎮撫使木簡の天平三年一月以降というのが、最も新しい。また舍人・新田部親王の没年からすると、天平七年以前というのが、木簡群の時期の下限として一つの目安にならう。そして削屑ということからすれば、木簡が不要になり再利用のため表面を削られてから、捨てられるまで長い期間があったとは考えられない。また出土したのが溝ではなく、掘立柱葬で埋められた一郭内の井戸跡であるから、遠くから削屑をここに捨てに来たとは考えがたい。おそらく井戸のあった式部省東役所で生じた削屑が、そう期間を置かずに、井戸の抜き取り跡に捨てられたものであろう。したがって木簡は天平三年一月からそう遠くない時期の一括投棄と考えられる。

第三二次補足調査では、その多くの木簡は南面大垣の北を流れる東西溝SD四一〇〇から出土し、その年紀は神龜五年から宝龜元年(770)に及ぶが、神龜年間ものは発掘区の西端からのみ出土した。この結果から奈良時代前半においても、この近辺に式部省の存在が推定されたわけであるが、今回の木簡出土はそれを裏付けるものとなった。平安宮「宮城園」によると、式部省東役所の位置に相当する、式部省曹司の東隣には式町・式部省厨が所在する。式部省

地区では、当該時期の官衙遺構を検出できていないが、その東隣で天平年間の式部省関係木簡が出土したことは、その時期の式部省東役所が式部省本体ないしはそれに付属する官衙であったことを物語るものである。そして同役所の占地が奈良時代前半と、式部省官衙建物を検出した奈良時代後半で変わらないこと、その内部の前半における建物遺構の配置が疎であることは、おそらく東役所が奈良時代前半においても、式部省本体ではなく、それに付属する官衙であったことを示すものであろう。したがってその時期の式部省本体は、未検出ではあるが、式部省東第二堂の下層で検出した南北掘立柱葬と、南面大垣に先行する東西掘立柱葬で区画された中に位置したのではなからうか。そうであるなら、平安宮「宮城園」の式部省の位置は奈良時代前半にまで遡ることになり、第二次朝堂院の性格をめぐる論議にも一石を投じることになる。なお奈良時代中頃以降の式部省東役所も、大規模な基壇を有する建物や鍔鋼遺構の存在など、一概に式部省の付属施設とみなしがたい点もあり、今後課題を残している。

9 関係文献

奈良国立文化財研究所『一九九一年度平城宮跡発掘調査報告書』(一九九二年)

同『平城宮発掘調査出土木簡概報』二六(一九九二年)

(熊野和巳)



(奈良)

最上層の堀土の下は大きく幅3m、深さ0.7mで、

- 1 所在地 奈良市二条大路南一丁目
- 2 調査期間 一九九一年(平3)一〇月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 町田 章
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
 店舗建設に先立ち、左京二条二坊五坪の東辺を限る東二坊坊間路西側溝を平城宮第二三―三次調査として調査したものである。

調査区は第一三―二七次調査区と重複し、全長一九mにわたり溝部分を調査した。検出した遺構は、坊間路西側溝SD五〇二と、

奈良・平城京左京二条二坊坊間路西側溝

は三層の堆積層に分かれる。木簡四八点(うち兩層が五志)がこの溝の各層から出土した。上層からは宝亀年間(七七〇~七八二)、下層からは里制及び郷里制下の木簡が出土した。

8 木簡の釈文・内容

左京二条二坊坊間路西側溝SD五〇二

- (1) ・「宿直粟伊」
 ・「直奈良人」(物)
 ・「直佐伯若」x
 (133)×20×3 019
- (2) ・「薄銀卅四斤調物」
 ・「宝亀」(四年)料
 x
 199×22×1 021
- (3) 「答志郡伊稚郷」x
 (100)×24×2 029
- (4) 「安房国安房郡廣瀨郷沙田里神麻部」
 (172)×12×6 029
- (5) 「伊予郡石田里」(廣部臣) x
 123×21×3 023
- (6) 柿本朝臣」
 (145)×18×5 019
- (7) 字尔一籠 □
 (111)×(9)×3 021

この溝からは、これまでに宿直と記した木簡や朝礼木簡が出土

している〔平城宮発掘調査出土木簡概報〕二二二。④郷里制下の安房国からの荷札木簡は、左京二条二坊五坪の南で近年大量に出土した二条大路木簡にも多く含まれ、いずれも調製のものである〔同〕二二・二四。その中には安房郡廣瀨郷沙田里からの荷札も存する〔同〕二二二。

9 関係文献

奈良国立文化財研究所『一九九一年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』(一九九二年)

同『平城宮発掘調査出土木簡概報』二六(一九九二年)

(籠野和巳)

木簡研究 送料変更のお知らせ

一冊	五〇〇円	二冊	六〇〇円
三冊	七〇〇円	四冊	八〇〇円
五～一〇冊	一五〇〇円		
一一～二〇冊	二〇〇〇円		

なお、『木簡研究』の在庫状況と頒価は次の通りです。

一～三号	光切	四～六号	各三五〇〇円
七～二二号	各三八〇〇円	二三号	四三〇〇円

※個人購入の場合は代金前納です。代金・送料を郵便振替で

京都〇一五二七 木簡学会

までお送り下さい。

奈良・平城京東市跡推定地

- 1 所在地 奈良市杏町（奈良市）
- 2 調査期間 一九九一年（平3）一〇月～二月
- 3 発掘機関 奈良市教育委員会
- 4 調査担当者 三好美穂
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の時代 奈良時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



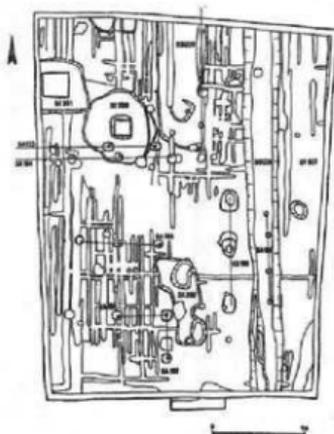
（桜井）

一九八一年度から開始した平城京東市跡の範囲確認調査も一年目を迎え、調査回数も第一二次となった。今回の調査地は、平城京の条坊では、左京八条三坊五・六・十一・十二坪に比定される東市跡の北西坪、六坪にあたる。この調査で検出した主な遺構は、市域推定地内の中央を南北に通る東三坊坊間路の一部とその西側溝、築地痕跡、門、掘立柱塔五条、井戸二基、

土坑などである。門及び東三坊坊間路を検出したことにより、平安京の市と同様に、市域推定地内は道路で一坪ごとに区画されていた可能性が高くなったといえる。

木簡が出土したのは、六坪内で検出した井戸S E二〇〇からである。東西四m、南北四mの平面楕円形の掘形をもつ井戸で、検出面からの深さ三・二mを測る。二段掘りされた掘形内に井籠組の井戸枠が築えられていた。井籠組の板材は、長さ約一〇〇cm、幅一六・四〇cm、厚さ一・五cmで、目違納で組まれた内法は一辺九四cmである。底から九段分が残存していた。

木簡五点は、奈良時代後半の特徴をもつ土師器・須恵器を始め、墨書土器・木屐・漆器皿・横御・斎串とともに出土した。墨書土器



検出遺構平面図

は全部で二九点出土し、その内訳は「小」字様のもの二四点、「細」二点、「八番」「袖」がそれぞれ一点ずつ、不明一点である。
井戸SE二〇〇から多量の遺物とともに墨書土器や木簡などの文字資料が出土したことは、遺跡の性格を考えるにあたり重要な手がかりとなるだろう。

8 木簡の釈文・内容

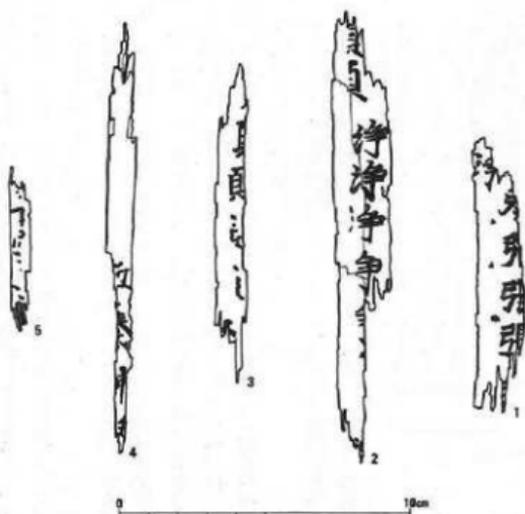
- | | | | | | |
|-----|-----------------------------|-----------------------------|--------------------------|--------------------------|-----|
| (1) | <input type="checkbox"/> 張張 | <input type="checkbox"/> 張張 | <input type="checkbox"/> | | 301 |
| | (淨) | 、、、 | <input type="checkbox"/> | | |
| (2) | <input type="checkbox"/> | 淨淨淨淨 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 302 |
| | <input type="checkbox"/> | | | | |
| (3) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 303 |
| | <input type="checkbox"/> | | | | |
| (4) | <input type="checkbox"/> | 秦 | <input type="checkbox"/> | | 304 |
| | <input type="checkbox"/> | | | | |
| (5) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 305 |
| | <input type="checkbox"/> | | | | |

(1)・(3)は習書木簡の削屑である。これらは筆跡などから同じ木簡の削屑である可能性が考えられる。(2)の左側第一、二字、および(3)の第二、三字は「頁」(おおがい)が読みとれるが、偏の有無は不明である。(4)(5)も削屑である。それぞれ四字分、五字分の字数が確認できるが、内容等は不明である。

9 関係文獻

奈良市教育委員会「平成京東市跡推定地の調査X―第12次発掘調査概報―」(一九九一年)

(三好美穂)





(奈良・板井)

の北半部に集中したが、トレンチが一・二×二・〇mというきわめて狭い幅であることから、検出した遺構の性格を充分把握することはできなかつた。防災工事が広範囲にわたるため、1 東室東区、2 宝蔵北区、3 食堂東区、4 西室南区、5

奈良・唐招提寺

- 1 所在地 奈良市五条町
- 2 調査期間 一九九一年(平)七月～二月
- 3 発掘機関 奈良県立橿原考古学研究所
- 4 調査担当者 前園実知雄・土橋理子・平松良雄
- 5 遺跡の種類 邸宅・寺院跡
- 6 遺跡の年代 八世紀～現代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

本調査は、唐招提寺が一九八八年度から行なっている防災工事に伴う事前調査で、第四次にあたる。今回の調査区は、境内主要伽藍

西室西区、6講堂西・北区、7本坊南区の小地区に区分して調査を進めた。発掘したトレンチの総延長は四〇二m、面積は六四二㎡である。

検出した遺構は、唐招提寺創建以前、唐招提寺創建時、中世以降の三時期に大別できる。その中で唐招提寺創建以前の前身遺構と、創建時の主な遺構について述べておく。

まず前身遺構では、1区で東西方向の溝二条を検出した。SD〇一は幅一・三mで、北側石には凝灰岩切石を使用、南側石には自然石を使用している。深さは現状では約二〇cmである。SD〇二はSD〇一の南一・二mのところに平行して走る幅六〇cmの東西方向の溝である。北側に平瓦をたててならべている。これら二条の溝は、講堂地下、東室地下でそれぞれの解体修理に伴って検出されている溝と一連の遺構で、新田部親王邸にかかわる可能性が強い。4区の西端近くで、幅八〇cmで南西方向から北東方向に流路をもつ溝SD〇四を検出した。溝中に径一〇cm、長さ七五cmの円筒形の土管を埋設している。調査区内では三本を確認した。この土管の胎土・焼成が創建前の瓦六〇一二型式と酷似していることなどから、前身遺構に関連するものとみてよからう。

創建時の遺構としては、まず1区から2区にかけて広がる円形の池状遺構SK〇一があげられる。直径約一〇m、深さは約一・五mで、底には粘土層が堆積している。瓦を多量に含むが、鎌倉時代後

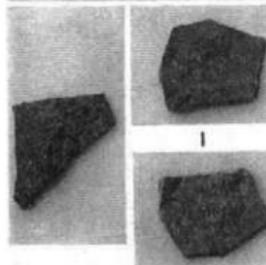


(1)

(3) □ □ 福親 ×
 ・ ▽ □ □ 国 □ □ 郡 □ □
 ・ ▽ □ □ 郡 □ □ 主 □ □

(101) × 13 × 30 801

(102) × 17 × 6 809



(表)

(裏)

四片出土しているが判読可能なのは三点である。その中で(3)は買進物付札で、国・郡の記載がみられることから、郷里制から郷制に切り換えられた天平十二年(七四〇)以後の木簡とみられる。新田部親王は天平七年(七三五)に没していることから、この木簡は親王没後のものとなる。S D O五の同一層内には、奈良時代後半の遺物も含まれており、唐招提寺造営にかかわる木簡の可能性もあるが、一九六九年の講堂解体修理に伴う調査で出土した天平一五年(七四三)の木簡(『木簡研究』八)とともに、新田部親王邸から唐招提寺への移行期の状況を知る手がかりとなる木簡といえよう。

なお釈読については和田翠氏のご教示を得た。

(前園実知雄)

木簡研究 第四号

巻頭言——木簡保存法の思い出——

坪井清足

一九八一年出土の木簡

概要 平城宮跡 奈良女子大学構内遺跡 法隆寺 藤原宮跡
長岡京跡 三条西殿跡 鳥羽離宮跡 若江遺跡 佐堂遺跡
大阪城三の丸(大手口)遺跡 小曾根遺跡 尾張国府跡 下
津城跡 坂尻遺跡 小川城跡 恒川遺跡 三ツ寺遺跡 下
野田府跡 多賀城跡 郡山遺跡 胆沢城跡 道伝遺跡 笹原
遺跡 明成寺遺跡 安田遺跡 大森鐘島遺跡 高堂遺跡 漆
町遺跡(C地区) 南吉田葛山遺跡 百間川遺跡群(原尾島
遺跡) 草戸千軒町遺跡 道照遺跡 長門国分寺跡 野田地
区遺跡 湯川神社境内遺跡 大宰府跡(大楠地区) 九州大
学(筑紫地区) 構内遺跡 長野遺跡 辻田西遺跡
一九七七年以前出土の木簡(四)

平城宮跡(第二二次南・第二七次・第二八次・第二九次)

呪符木簡の系譜

木簡と上代文学——木简物付札をめぐる——

和田 萃

「津紙文書」出土概要

小谷博泰
佐藤宗諱

彙報

頒価 三五〇〇円 千五〇〇円

木簡研究 第五号

巻頭言——木簡史の研究について——

関 晃

一九八二年出土の木簡

概要 平城宮・京跡 平城京二条大路・左京二条二坊十二坪 白
 毫寺遺跡 藤原宮跡 山田寺跡 阿部六ノ坪遺跡 長岡京跡(1)
 長岡京跡(2) 長岡京跡(3) 長岡京跡(4) 仁和寺南院跡 大坂城跡
 梶子遺跡 道場田遺跡 野畑遺跡 穴太遺跡 下野国府跡 下野
 国府跡寄居地区遺跡 長原東遺跡 多賀城跡 弘田橋跡 日野川
 朝宮橋下流 桜町遺跡 出合遺跡 辻井遺跡 助三畑遺跡 扇脊
 堀の内遺跡 草戸千軒町遺跡 田村遺跡 高畑庵寺 藤田遺跡

一九七七年以前出土の木簡(五)

藤原宮跡

字訓史資料としての平城宮木簡

——古事記の用字法との比較を方法として——

平城宮出土の衛土関係木簡について

木簡とコンピュータ

書評・『草戸千軒——木簡——』

彙報

小林 芳規

鬼頭 清明

田中 琢

水藤 真

頒価 三五〇〇円 千五〇〇円

埋蔵文化財写真技術研究会編

『埋蔵文化財写真研究』 第三号

文化財写真の研究、技術、情報など、写真を撮る人だけでなく、写真を使って報告書を作る人、これを読んで情報を得る人まで、文化財調査に関わる人々に必携のマニュアル書。年刊で現在三号まで刊行されている（第一号は品切）。

B5判 カラー四版多数 一七〇頁

定価三〇〇〇円 送料四冊まで五〇〇円・五冊以上無料

申込先・〒六三〇 奈良市二条町二一九一

奈良国立文化財研究所内

埋蔵文化財写真技術研究会 佃 幹雄 宛

TEL 〇七四二一三四一三九三一

郵便振替 京都五一九九三〇 埋蔵文化財写真技術研究会



(京都西南部)

京都・長岡京跡 (3)

- 1 所在地 一 京都府長岡京市神足芝木、二 今里更ノ町
- 2 調査期間 一 一九九一年(平3)四月～七月、二 一九九二年一月～四月
- 3 発掘機関 跡長岡京市埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 一 岩崎 誠、二 山本輝雄
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 長岡京期(七八四～七九四年)
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 一 左京六条一坊十町(左京第二六九次調査)

調査地は、長岡京六条条間小路に北接した東一坊坊間大路よりの宅地推定地である。木簡は、その宅地の南辺近くから検出した井戸SE二六九一七(木簡①②)と、宅地内溝SD二六九〇九(木簡③)から出土し、(1)(2)は井戸の埋土の中層から出土した。井戸から伴出した遺物には、須恵器や土器類(食器類や貯蔵・煮湯用)のほか、曲物・斎串・箸・槍頭などがある。また(3)の共存遺物には、和同開珎・万年通宝や鉄製鎌先のほか、「得万呂」「万呂」「麻口」や記号等の墨書土器などがあり、他の同時期の遺構からは、和同開珎・万年通宝・神功開宝、金属製帯飾り(丸刺)などが出土している。

二 右京二条二坊十一町(右京第三八六次調査)

調査地は、阪急西向日駅の西方約九〇mに位置する水田で、長岡京の条坊復原によれば右京二条二坊十一町の西南部に相当する。調査面積は約五三三㎡である。付近には、弥生時代から古墳時代の集落跡として著名な今里遺跡や、奈良時代の官衙(乙訓園)に比定されている更ノ町遺跡が存在する。地形的には、小畑川が形成した標高二八m前後の氾濫原上に立地しており、北東には小畑川が南流し、また南側には坂川が暗渠となって東流している。

調査の結果、弥生時代、古墳時代、奈良時代、長岡京期の大きく四時期に区分される遺構・遺物を検出し、長岡京の様相はもとより今里遺跡の範囲が当地にまで拡大していることを確認できた。この

うち長岡京に關係する遺構が最も多く、二条条間大路の南側溝と考えられるSD三八六二〇や西二坊第二小路の東側溝SD三八六一九、掘立柱建物、土坑、溝、溝などを検出した。

十一町は、西二坊第二小路に沿って幅約三mの町内道路があり、また二条条間大路の南側溝から南へ約七〇mの地点に東西溝SD三八六〇二がある。この溝の北側では土坑SK三八六〇三を検出し、南側には建物SB三八六〇八(二×三間)と東に底をもつ建物SB三八六〇七(二×三間)など、小規模な南北棟建物が柱筋を描えて東西に並んでいる。SB三八六〇八の柱掘形内から、「厨」と記された墨書土器が出土している点は注目される。

木簡は、土坑SK三八六〇三から四点、溝SD三八六〇二から一点、そして溝SD三八六二二から一点の計六点を確認しているが、現在整理中なので今後増加する可能性もある。

SK三八六〇三は、東西二・一m以上、南北五・八m以上、深さが約〇・三mほどある土坑で、木屑と粘土を交互に入れて埋められていた。土坑内からは、土師器、須恵器、丸瓦・平瓦、甕の羽口、漆器の小壺、箸状木製品、曲物の底板などが出土している。

SD三八六〇二は、幅約二m、深さ約〇・四mの素掘り溝で、全長約三三三m分を検出した。この溝と町内道路との交差点には、四本の橋脚をもつ橋SX三八六〇五が架けられ、しかも西二坊第二小路を横断するように掘られているので、敷地を分割する機能というよ

りはむしろ周辺の排水を流す基幹水路と考えられる。埋土は上下二層に分けられ、土師器・須恵器・丸瓦・平瓦・神功開宝・曲物の底板・馬骨などがまぎらって出土している。

SD三八六一二は、西北西から東北東に湾曲しながら東流する溝で、幅一・五〜二m、深さ約〇・三mほどあり、兩岸には護岸のため枕が所々に残っている。この溝は、長岡京の造営時に埋め立てられたようで、溝内から土師器・須恵器・瓦・馬形などの木製品が出土した。

今回の調査は、十一町内では初めての調査であり、土地利用のごく一部を知り得たにすぎないが、後述する木簡の内容からみて、一般の宅地というよりはむしろ官司との関係が濃厚と考えられる。特に、この右京二条二坊の地が、平安京では采女町・大学町・兵部町などいわゆる諸司厨町の点在している地域であるだけに、きわめて興味深いといえよう。

8 木簡の釈文・内容

一 左京六条一坊十町

(1) $\left[\begin{array}{c} \square \\ \square \\ \square \\ \square \\ \square \end{array} \right]$ [百廿文]]

• $\left[\begin{array}{c} \square \\ \square \\ \square \\ \square \\ \square \end{array} \right]$

290×(15)×4.5 081

(2) $\left[\begin{array}{c} \square \\ \square \\ \square \\ \square \\ \square \end{array} \right]$ [史]]

170×11×7 068



(3) □ 石寸史□万呂取× (28.0)×(1.1)×5.8mm

(1)は表裏に墨書がみられるが、縦に半截されており、文字の解読は困難である。上端は刀子により切り目を両面から施して折られており、下端は刀子により斜めに切り落とされている。

(2)柃目の曲物底板を幅2cmに加工して転用したもので、表裏に細い直線的な切傷もあり、木簡として用いられる以前にまな板として使われていた形跡もある。文字は薄くかすれた状態で、赤外線テレビでしか観察できない。以上の(1)(2)ともに、文意や用途は明らかでない。

(3)は中央に何らかの文章があり、その最後の一字と、その下の割書の右の文字列の半分が読み取れる。木簡の上下と左約半分は欠損している。石寸姓については、延暦二年(七八三)の「伊勢国計会帳」に伊勢国鈴鹿郡散事石寸部豊足、養老五年(七二二)の「下総国

葛飾郡大嶋郷戸籍」に石寸部比米都買、『新撰姓氏録』逸文には石寸村主がみえるが、史姓の石寸氏は未見である。

二 右京一条二坊十一町

- (1) 麻津郷 磨米五斗
戸主尾津公大足戸三斗
 戸主尾津公大成戸一斗
 戸主三川直弓足戸一斗

・ 延暦十年九月廿六日

27.0×13.4×4.051

- (2) 「考所請。販卷升 八月廿六日案主楊守嶋」×
(28.1)×12.8×4.019

- (3) 「考所黒販卷升 九月五日案主楊守嶋」
27.0×12.4×4.011

- (4) 「〇廿」
(24.0)×9.4×4.019

- (5) 「V□□□□V」
8.5×15.4×4.031

- (6) 「家子人調三斗」
(24.2)×12.4×4.089

D (1)は土坑SK三八六〇三、(5)は溝SD三八六〇二、(6)は溝S三八六二一から出土した。

(1)は磨米の買進物付札の完形品で、形態は長方形をした板目材の下端を尖らせたものである。墨痕は比較的明瞭で、表面には磨米の

斗量と三人の貢進者名が、裏面には年月日が記されている。俵詰めして貢進された庸米は術士・仕丁・采女・女丁などの食糧に充てるほか、余分を役民の雇直及び食糧に用いることが規定されている（『寛政令書』）。庸米一俵の斗量は、平城宮木簡などの例によれば五斗、五斗八升、六斗の三種類が知られており、また二人の貢進者名とその量を記す場合、それらを合せた荷物にしている例の多いことが狩野久氏によって指摘されている（『庸米付札について』、『木簡研究』三）。本木簡においては、三人の貢進者名と各々の貢輸量三斗、一斗、一斗を合せた五斗になっている。

麻津郷は、『和名類聚抄』によると参河国額田郡の所管になっており、『延喜式』でも参河国は庸米の輸貫国になっていることが知られる。尾津公氏は、正倉院文書（舟集古文書）に尾津君阿久多と荒鷹の名がみえ、同名が参河国額田郡麻津郷を本拠地としていることは、本木簡と共通するだけに興味深い。三川直氏は国名を冠する氏族であるが、詳細は不明である。

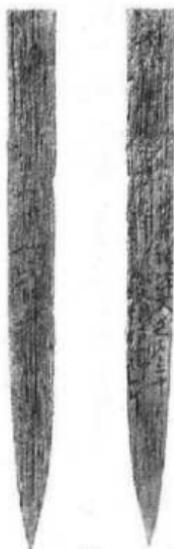
(2)(3)は、ともに短冊形を呈する版の請求文書であり、(3)がほぼ完形であるのに対して、(2)は下端部を失っている。これらは、幅、厚さともほぼ同じ寸法の柃目材を使用しており、端部も刀子で削り込んで調整している。また、文字の方向を逆にして重ねると、同じ所に径約五〇大の穿孔があり、この孔は木簡を束ねて紐綴りするためのものと考えられる。墨痕は全体に不鮮明であるが、書式は(2)が

「考所十請十版卷升十日付十署名」、(3)が「考所十黒版卷升十日付十署名」と若干異なる。この「守嶋」は本文とは異筆と推察できるから自署であろう。ともに請求量と日付の間に文字が認められるものの、(3)の判読できない三文字は被給者名ないしその職掌が記されているものと考えられ、「黒」は黒版の注記であろう。

長岡京の太政官野家跡においても考所からの請版木簡が二点出土しており、今泉隆雄氏はその考所を太政官の考課事務を処理する所と推定されている（『長岡京木簡』）。さらに、正倉院文書によれば、造東大寺司に「考文所」が設置されていたことが知られており（『大日本古文書』八巻六七頁、十一巻二三一―二三三・五二二頁など）、これらの点を考慮すれば、(2)(3)は某官司の考課事務に従事した役人などの食事を請求したものと理解できる。ただし、考所の所属する官司名は特定できない。署名者の楊守嶋は渡来系の氏族で、案主とあるから考所の実務を担当した下級官人であろう。いずれにしても、長岡京では太政官以外の官司にも考文作成などに関わる考所が設置されていた可能性を示唆するものとして注目されよう。

(4)は、短冊形をした板目材の木簡で、上端中央に径約二〇大の穿孔がある。墨痕は不明瞭で、「廿」以外は断定しがたい。

(5)は、柃目材の上下両端に切り込みを入れた小形の物品付札と考えられる。下端は水平であるが、上端は左上から右下へ斜めに切断されており、裏面の上部は別離している。切り込みはV字状に施さ



(1)

れ、切り込み部分には紐などを巻きつけた痕跡がある。表面には墨痕が認められたが、残念ながら判読できない。

(6)は上半部を欠失しているが、上下両端に切り込みを入れたと考えられる調の付札である。切り込みは台形状に施されており、両側辺は直線ではなくて弓なりに湾曲する特徴がある。二行に記された墨書は全体に不鮮明で、別難により文字の欠落しているところがある。このため、書式の詳細は不明だが、郡名以下を割り書きしたものと考えられ、欠失部分に国郡名が記されているものと推察できる。また、調の物品名は記されていないもの、三斗とあるから塩であることはまちがいないであろう。

貫進者は、戸主名と戸口名を記している。前者は氏姓名を確定できないが、後者は三家人子人であろう。三家人氏は、若狭国の遠敷郡や三方郡に分布の中心があることが平城宮木簡などから知られ、若狭国の調塩は『延喜式』にもみえる。さらに、側辺が湾曲すると

いう形態的特徴などから、この木簡は若狭国のものと断定できる。なお、木簡の釈読にあたっては、京都産業大学の井上満郎氏のご協力により赤外線テレビを使用して確認し、京都大学の鎌田元一、向日市文化資料館の清水みき、轉京都府埋蔵文化財調査研究センターの土橋誠の各氏から多大なご教示を得た。

(二) 岩崎 誠、二山本輝雄

京都・木津川河床遺跡

1 所在地 京都府八幡市（木津川河川敷）

2 調査期間 一九八七年（昭62）三月一日表採

3 発掘機関 京都野尻湖友の会（代表 鈴木一久）が表採

4 調査担当者

5 遺跡の種類 集落跡

6 遺跡の年代 旧石器時代～近世

7 遺跡及び木簡出土遺構（表採地）の概要



（京都西南部）

木津川河床遺跡は、現在の木津川に沿う国道一号線木津川大橋の下流から八幡の御幸橋下流にかけて、東西四km、南北一kmの範囲に存する。この遺跡は現地表が標高九～一〇mで、京都盆地内で最も低湿地に属する遺跡である。遺跡の東側には巨椋池干拓地が広がる。巨椋池には木津川、宇治川、桂川などが流入し、水深が一～三mと浅いので、これらの川の流入水量と土砂量

に応じて、池の拡大・縮小がくりかえされた。このため、木津川河床遺跡では、常に水の脅威と恩恵を受けながら、弥生時代、古墳時代後期およびその後近世まで断続的に集落が形成されてきた。

今回報告する木簡は、木津川の御幸橋の下流一〇〇mの河川敷で表採されたものである。木簡は、一八六八年の洪水以降に形成された厚さ一～三mの砂層の下にある青色粘土層の上部で、突き刺さった状態で見つかった。木簡表採地点から南東に二m離れた場所、同じ層位内から牛と馬の各部位の骨や歯（京都大学理学部地質学鉱物学教室取巻）が出土し、七m北方では黒漆塗りで鶴と松が描かれた碗、中世の権鉢片が、さらに二m北で九七六～九九七年鋳造の北宋銭太平通宝一枚がやはり同じ層位内から表採されている。遺物から考えて、木簡表採地付近は中世の集落端の低湿地に相当するものと推定される。

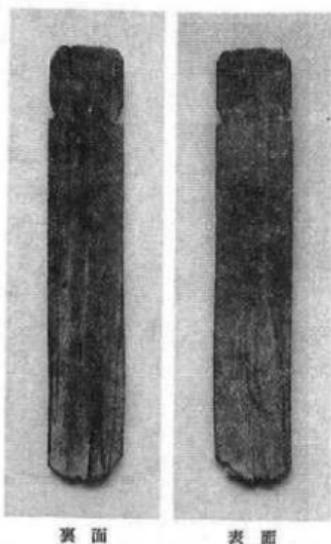
表採されたこれらの遺物は、埋蔵物発見届出書を提出の上、京都府立山城郷土資料館で保存処理を施した後、収蔵している。

8 木簡の釈文・内容

(1) ㄥ ㄥ ㄥ ㄥ 為 ㄥ ㄥ ㄥ ㄥ

(5.6) × 1.6 × 0.6

木簡の裏面には四文字分の梵字らしきものが認められるが、詳細は不明である。



なお、木簡の釈読、赤外線テレビの使用などに際して、奈良国立文化財研究所の寺崎保広氏のご助力を得た。

(楠本清一)

木簡研究 第六号

巻頭言——記紀批判と木簡——

直木孝次郎

一九八三年出土の木簡

概要 平城宮・京跡 平城京二条大路・左京二条二坊十二坪
平城京左京八条三坊十一坪 東大寺仏餉屋下層遺構 藤原宮跡
長岡宮・京跡 平安京右京八条二坊 定山遺跡 水走遺跡
津堂遺跡 高宮遺跡 池上・曾根遺跡 万町北遺跡 山
垣遺跡 福成寺遺跡 沢田宮谷遺跡 長尾沖田遺跡 小川城
遺跡 道場田遺跡 宮久保遺跡 鹿島湖岸北部条里遺跡 東
光寺遺跡 北大宮遺跡 靈鷲遺跡 北瀬付遺跡 經沼東Ⅱ遺
跡 下野國府跡 多賀城跡 一乗谷朝倉氏遺跡 近岡遺跡
曾根遺跡 前田遺跡 美作國府跡 草戸千軒町遺跡 芳原城
跡 大宰府跡

一九七七年以前出土の木簡(六)

平城宮跡(第三二次)

平安時代の日記にみえる木簡
日本古代の人口について

彙報

『木簡研究』一～五号総目次

山田 英雄
鎌田 元一

頒価 三五〇〇円 千五〇〇円

大阪・桑津遺跡

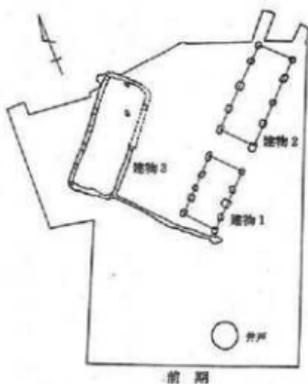


(大阪東南部)

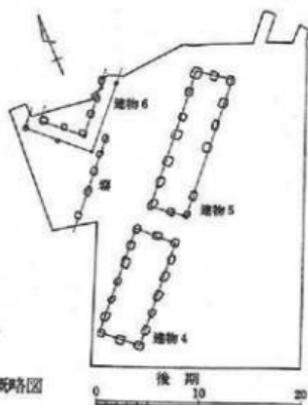
桑津遺跡は上町台地の東縁に位置し、現在の大阪市東住吉区桑津町・駒川町・西今川町にかけての一帯、南北八〇〇m、東西六〇〇mの範囲をもつ。遺跡の南西部の近鉄北田辺駅周辺には田辺願寺の存在が想定されており、飛鳥時代から奈良時代の瓦が出土している。また、北西二・三kmには四天王寺がある。

桑津遺跡では一九三七年に京都大学と大阪府によつ

- 1 所在地 大阪市東住吉区桑津四丁目
- 2 調査期間 一九九一年(平3)六月～八月
- 3 発掘機関 財大阪市文化財協会
- 4 調査担当者 高橋 工
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 縄文時代～江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



前期



遺構概略図

て初めて本格的な発掘調査が行なわれ、弥生時代中期の遺構・遺物が発見されている。その後は朝大版市文化財協会を中心に発掘調査が行なわれてきており、やはり弥生時代中期の集落遺構や方形周溝墓と、同期の遺物が多く発見されてきたが、今回のような飛鳥時代の遺構の検出例は未だ少数である。

今回の調査は民間のマンション建設に先立つもので、調査面積は約七二〇㎡である。地表下約四〇cmで層厚約一〇cmの中世耕作土となり、その直下で地山となる。遺構が検出されたのは耕作土層の基底面であることから、遺構は上面をかなり削平されていると考えられる。おもな検出遺構は、古墳時代後期の溝、飛鳥時代の掘立柱建物群と木簡を出土した井戸などである。

掘立柱建物群は、布掘り掘形をもつものを含む掘立柱建物六棟と塀と考えられる一本柱列からなる。これらは建物の方位と重複関係から三棟ずつ二時期（前・後期）に分れて存在したと考えられる。建物群の全容が判明していないので確定できないが、布掘り掘形をもつ建物三と庇を巡らせた建物六は中心建物の可能性がある。柱穴の掘形の規模は六〇〜九〇cmであるが、柱痕跡はいずれも最大で二〇cmと小さい。

後期掘立柱建物群の時期は、一本柱列の掘形から出土した須恵器杯から七世紀後半を測らない。前期の建物三の掘形に取付く溝から出土した須恵器杯は七世紀前半のものである。一方、木簡が出土し

た井戸は、重複関係から六世紀後半の土器を出土した溝より新しく、廃絶時に埋め戻された土に含まれていた最も新しい土器は七世紀前半代のものである。このことから、井戸は前期の掘立柱建物群に伴い、その廃絶と同時に埋め戻された可能性が高い。したがって、この埋め戻し土から出土した木簡には七世紀前半の年代が与えられる。

8 木簡の釈文・内容

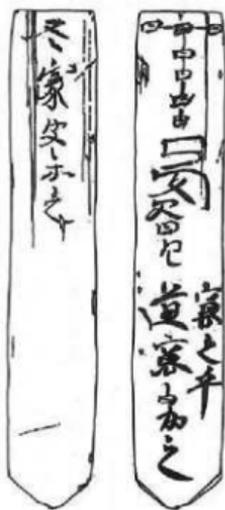
(1) 「(符號) 募之乎」

文田里 道意白加之」

「各家客等之」

210×29×4 021・

下端を削り取って鈍く尖らせてある。「募之乎」の周辺にはうすく墨痕らしいものが見え、側面から見るとこの部分の厚さが他よりやや薄くなっていることから削り取られた文字があったらしいが、



字数や何が書かれていたかはわからない。

釈読にあたっては、国際仏教大学の藤沢一夫氏、奈良大学の水野正好氏、大阪大学の東野治之氏に検討をお願いしたが、三氏の間で異論のない案は得られず、右の釈文は藤沢氏による案である。

上に「日」を線で丁字形に結んだ符籙、それに続いて「安」を崩したような文字が書かれており、ここまでが符籙と考えられる。

「文田里」は地名らしいが、「欠田里」かもしれない、地名ではなく、「鬼四郎」の可能性もある。「道意」「白加」はそれぞれ人名と考えられるが、「由加之」(ゆかし)と万葉仮名で読む意見もある。「道意白加」が人名である場合は「之」は、意味の上では読まない假字のような用法ということになる。また、「白加」は『日本書紀』崇峻元年是歳条に「百濟國遣恩率首領、德率蓋文(中略)、画工白加」とみえ、同一人物かは別として、百濟から渡来した画工の名に同名の者がある。この「白加」は「元興寺塔露盤銘」では「百加」と記されている。「募之手」の「之乎」も意味の上では読まない字である。「募」は左の「意」と同字とする意見もある。「客等之」は「皮々等之」(ひひとし)と万葉仮名で読む意見もある。この場合「皮々等之」は、藤原官跡出土の典藥寮関係の木簡に「皮々」と記したものであることから粟物名である可能性もある。

東野氏のご教示によれば、七世紀の百濟風の書体と考えるてもよろうということである。また、符籙のある面の文字は肉太で力強く、

他方の面の文字は繊細で、書き手の異なる可能性がある。

意味の上では読まない「之」を多く用いることや書体から、渡来人によって書かれた可能性もあり、遺跡周辺が古く百濟郡に属し、渡来系氏族の田辺氏の本拠地であったとされることと合せ考えると興味深い。管見の限りでは日本最古の呪符木簡である。

9 関係文献

高橋 工「桑津遺跡の掘立柱建物群」(大阪市文化財協会「葦火」三
四号 一九九一年)

高橋 工「桑津遺跡から日本最古のまじない札」(大阪市文化財協
会「葦火」三五号 一九九一年)

(高橋 工)

木簡研究 第七号

池田言一 刀筆の束

土田 直綱

一九八四年出土の木簡

- 概要 平城宮・京跡 平城京跡 奈良女子大学構内遺跡 法興寺遺跡
- 藤原宮跡 長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 長岡京跡(3) 百々遺跡
- 今里遺跡 平安京左京八条三坊二町 平安京左京九条二坊十三町
- 水走遺跡 西ノ辻遺跡(1) 西ノ辻遺跡(2) 坪井遺跡 忍ヶ丘駅前遺跡
- 普賢寺遺跡 大庭北遺跡 経里遺跡 摂津郡市遺跡 油田寺遺跡
- 道場堀田遺跡 新方遺跡 川岸遺跡 倉見遺跡 前東代遺跡
- 赤福城跡 朝日西遺跡 清洲城下町遺跡 香掛城跡 吉田城三ノ丸跡
- 坂尻遺跡 秋合遺跡 郡遺跡 神明原・元宮川遺跡 北条泰時
- ・時頼邸跡 千葉地東遺跡 千葉地東遺跡 蔵屋敷遺跡 小敷田遺跡
- 大津城跡 上水原遺跡 野々宮遺跡 野瀬遺跡 小谷城城下町遺跡
- 尾上遺跡 北方田中遺跡 永田遺跡 膳棚B遺跡 御前清水遺跡
- 仙台城三ノ丸跡 市川橋遺跡 多賀城跡 比爪館遺跡 大浦遺跡
- 弘田橋跡 馬場屋敷遺跡 百間川当麻遺跡 栗田遺跡 草戸千軒町遺跡
- 西庄Ⅱ遺跡 井上薬師堂遺跡 荒瀬目遺跡

一九七七年以前出土の木簡(七)

平城宮跡(第三九次)

公式様文書と文書木簡

中国における最近の漢簡研究

英国出土のローマ木簡

木簡史料紹介—牛乳—

彙報

早川 庄八
大庭 脩
田中 琢
石上 英一

頒価 三八〇〇円 五〇〇円



(京都西南部)

高槻城跡は、西方約1kmを流れる芥川が形成した扇状地末端に立地している。南方3kmに淀川を擁し、北方1kmには西国街道を控える水陸交通上の要衝にあたり、現在の高槻市の中心部に位置する。

高槻城は、史料では大永七年(一五二七)が初出とされる(高瀬入江城)。織豊政権期には、和田惟政、次い

大阪・高槻城跡

- 1 所在地 大阪府高槻市野見町ほか
- 2 調査期間 一 一九九〇年(平一)一〇月～一九九一年三月
二 一九九一年八月～十一月

- 3 発掘機関 高槻市教育委員会
- 4 調査担当者 鎌ヶ江一朗
- 5 遺跡の種類 集落跡・城郭跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代前期～近代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

で高山右近が城主となり、この時に城の大規模な拡張が行なわれたらしい。関ヶ原合戦以後は幕府直轄領をへて譜代大名の領するところとなり、元和三年(一六二七)から公儀修築が行なわれ、近世城郭の体裁をととのえるに至った。規模は東西五三〇m、南北五六〇mのほぼ凸形を呈し、本丸・櫓・塀形に高石垣、他は土堀をめぐらし、三層の天守を備えていた。この公儀修築は、元和六年から行なわれる大坂城大改修の前段階としてとらえられ、高槻城の政治的重要性を示すものと考えられている。

明治七年(一八七四)に城は破却され、現在では城下の町名や道筋に往時の地割がしのばれる一方、城内にあたる地域では、学校・公園など公共施設の整備が進んでいる。

城跡の調査は、一九七五年の近世本丸跡の調査を契機として、主に公共事業に伴い高槻市教育委員会が実施してきた。これまでの調査で、本丸の石垣基礎及び外堀の護岸施設など、近世城郭の構造が知られるとともに、元和修築に伴い埋められた中世の堀跡や奈良時代以降の集落遺構を検出している。

一 三ノ丸北郭の武家屋敷地域の調査

この調査は高槻市文化ホール建設に伴うもので、面積は約二六〇〇㎡である。検出した遺構には、一〇～一九世紀の井戸六基、一二～一六世紀代の多数の柱穴、溝などがある。近現代の大規模な擾乱によって近世遺構面が削平されていたため、屋敷の区画配殿等は明

らかでない。

木簡が出土したのは、不整形の掘形に直径約〇・八mの桶状の井戸枠を据えたと考えられる井戸で、深さ約〇・七五mをはかる。井戸枠を抜いてから井戸を埋め戻しており、出土品は埋め戻しの時に投入されたらしく、埋土の層位は分別できなかった。遺物は、底に近い方に木製品(木箱、付札、刀鞘、駒など)や金モール、土師皿、中位に椀瓦、中ノ上位で土師皿、陶磁器類がまとまって出土した。出土陶磁は肥前陶磁Ⅱ期にあてられ、この井戸が廃絶した時期は、おおむね一八世紀末〜一九世紀初頃と思われる。

二 既郭地域の調査

この調査は高槻市教育施設の建設に伴うもので、調査地は三ノ丸北郭調査地から南東へ約一五〇m隔てた場所である。面積は約一八〇〇㎡。近世内堀の護岸施設のほか、既郭内で東西方向の大溝二条を検出した。大溝から出土した遺物はごく少量であったが、埋土の状況から元和修築時に埋められたとみられ、中世高槻城の掘跡と考えられる。

二条の掘跡は四mを隔ててほぼ平行しており、北側が幅五m、深さ一・五m、南側は幅七m、深さ一・五mをはかる。木簡(桶形)は南堀跡の底から単独で出土した。

8 木簡の釈文・内容

一 三ノ丸北郭の武家屋敷地域の調査

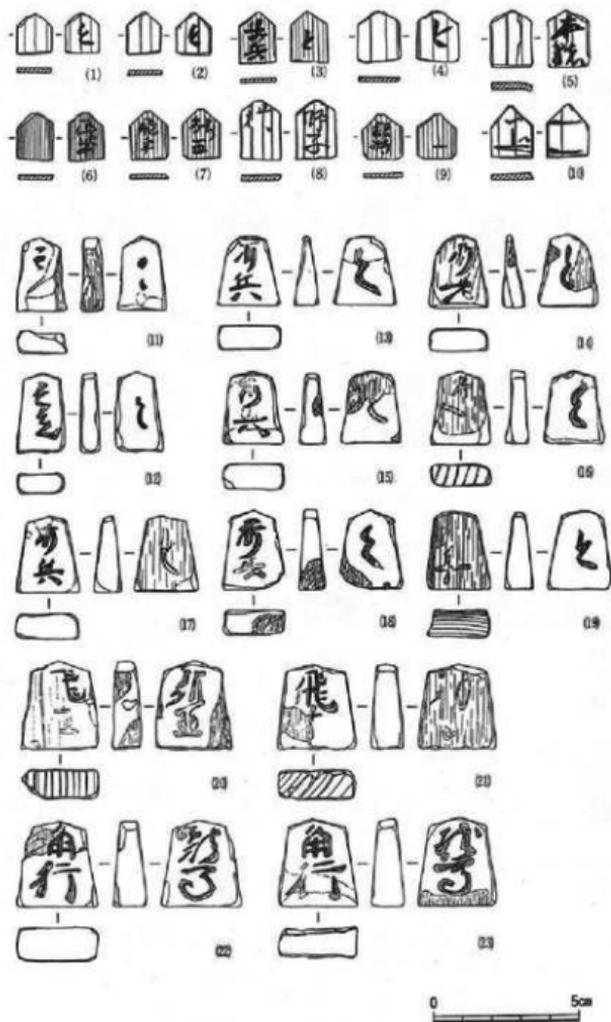
(1)	・「歩兵」	14×13×2	061
	・「と」		
(2)	・「歩兵」	15×13×2	061
	・「と」		
(3)	・「歩兵」	19×13×2	061
	・「と」		
(4)	・「歩兵」	18×14×2	061
	・「と」		
(5)	・「奔猪」	20×14×3	061
	・「飛牛」	17×13×2	061
(6)	・「飛牛」	17×13×2	061
	・「飛車」		
(7)	・「龍王」	18×14×2	061
	・「麒麟」		
(8)	・「節子」	21×14×2	061
	・「銀持」	16×14×2	061
(9)	・「銀持」	16×14×2	061

1991年出土の木簡

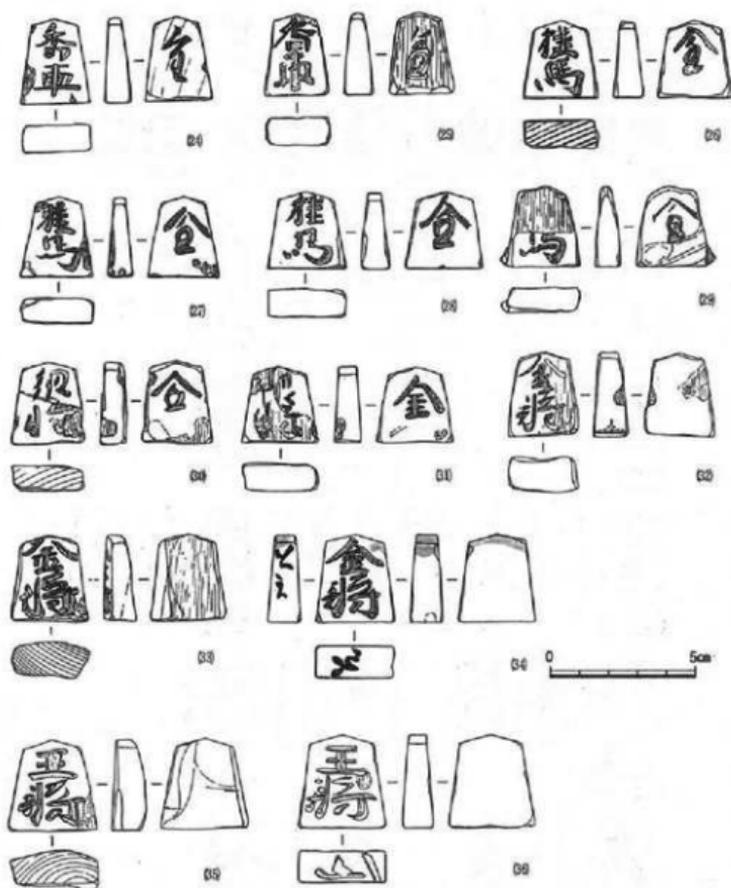
00	「玉」	19×15×3	061	04	・「歩兵」	28×21×9	061
01	・「歩兵」 (漆書き)	26×17×8	061	05	・「と」	27×23×10	061
	・「と」 (漆書き)			06	・「香車」 (朱書)	29×23×10	061
02	・「歩兵」 (彫込み)	28×17×7	061	07	・「角行」	30×29×12	061
	・「と」 (漆書き)			08	・「龍馬」	31×27×11	061
03	・「歩兵」	25×21×8	061	09	・「香車」	28×22×10	061
	・「と」				・「金」		
04	・「歩兵」	28×20×8	061				
	・「と」						
05	・「歩兵」	25×21×9	061				
	・「と」						
06	・「歩兵」	25×21×8	061				
	・「と」						
07	・「歩兵」	27×23×9	061				
	・「と」						

㉞	・「桂馬」			㉞	「王将」	32×30×11 051
	・「金」	27×25×10 051		㉟	「王将」	32×30×11 051
	・「桂馬」			㊱	「白綿」	114×10×4.8 051
	・「金」	27×25×9 051		㊲	「く印」	117×10×4.2 051
㉟	・「桂馬」			㊳	「△印」	119×11×4.4 051
	・「金」	27×27×10 051		㊴	「ホウ」	120×12×3.8 051
㊱	・「□馬」			㊵	「ニ印」	125×10×4 051
	・「金」	28×25×9 051		㊶	「ミラ」	133×10×4.5 051
㊲	・「銀将」			㊷	「×印」	143×12×4.3 051
	・「金」	29×25×9 051		㊸	「△」	154×14×4.2 051
㊳	・「銀将」			㊹	「△印」	(111)×14×4.2 019
	・「金」	27×25×9 051		㊺	「□」	156×20×1.5 051
㊴	「金将」	30×24×12 051		㊻	「ミホ」	214×15×4.5 051
㊵	「金将」	31×26×12 051		㊼	「ラランタ」	201×20×8.1 051
㊶	「金将」	31×27×12 051				

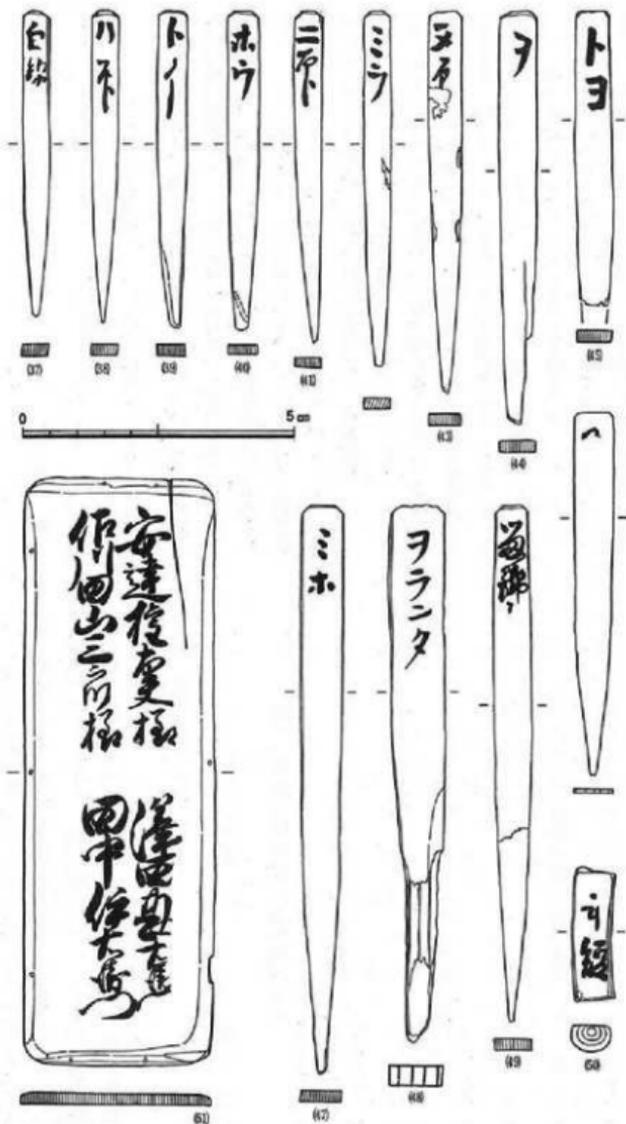
1991年出土の木簡



(一 高槻城 三ノ丸跡 井戸出土)



(一 高槻城 三ノ丸跡 井戸跡出土)



(一 高槻城 三ノ丸跡 井戸跡出土)

〔留鐘〕

194×14×4.5 001

50 □□

(31)×15×10 001

60 「安達権大夫様

澤田勘右衛門

作川田山三郎様

田中伊右衛門] 188×10×4.5 001

(1) 留は中将棋の駒である。判読できたのは一〇点で、そのほか
に将棋駒の形状を呈するものが一点ある。中将棋は九二枚の駒を
使う将棋で、江戸時代にはもっぱら武家や僧侶の間で指されたとい
われている。形状・寸法ともに不揃いで、いかにも手づくりを思わ
せ、素材もスギとそれ以外のものの二種類がある。墨書の字体や筆
遣いはいずれもよく似ており、同じ作者によるものと考えられる。

留は、漆書きの留と留を除き、すべて文字を彫り込んで墨
(留のみ朱)を点じた将棋の形駒である。種類ごとの形状・寸法は比
較的よくまとまっているものの、書体はさまざまで、香車や金将の
ように同じ種類の駒でも、彫り手または書き手が違うとみられるも
のが混じっている。駒の素材は、留・留・留・留・留・留・留がス
ギ材、他は未詳である。これらは種類や枚数からみて、おそらく一
組で使用されたと思われるが、素材・形状のばらつきを入手当初か
らのこととみるか、失った駒を補充した結果なのか、どちらとも判
断できない。

留は品名または符丁と思われる。とりわけ薄手である留以外
は、下端が摩滅気味に丸くなっている。「留」の文字からみて、楕
薄と照合するように反物に差し込んであったものかもしれない。留
は素木の文箱の蓋上面に人名を連記したものである。澤田・田中の
両名が安達・作川田の兩人へ差し出したものだが、彼らの素姓など
は知られない。

二 既邦地域の調査

- (1) □字無学人記品第九 (113)×21×0.8 019
- (2) 「地平正宝交賢慢編覆其上懸諸轡蓋」 (136)×24×0.8 019
- (3) 「十方諸仏日悉来集坐於八方余時一方」 (206)×22×0.8 019
- (4) 「四百万億那由他国土諸」× (115)×22×0.7 019
- (5) 「余時釈迦牟尼仏見所分身諸仏悉」末集× (172)×22×0.7 019
- (6) 「塔即從」× (87)×21×0.8 019
- (7) 「此経難持若暫持者我即歡喜請仏」 (106)×22×0.8 019
- (8) 「能於末世説持此経是真仏」× (123)×22×0.7 019
- (9) 「仏滅度後能解其義是諸天人」× (123)×22×0.7 019

- 01 □法蓮華經提婆達多品第十二 (18) × 2 × 0.7 001
- 02 「余時仏告諸菩薩及夫人四衆吾於□ × (18) × 2 × 0.6 019
- 03 「量劫中求法華經無有懈倦於 × (21) × 2 × 0.6 019
- 04 國王免願求於無上菩提心不退轉 × (18) × 21 × 0.6 001
- 05 「國城妻子奴婢僕從頭目髓腦身肉 × (24) × 13 × 0.6 019
- 06 □□當為宣說□ × (08) × 2 × 0.6 019
- 07 ×採果汲水捨□設食乃至以身而」 (28) × 13 × 0.7 019
- 08 ×故雖作世國王不貪五欲樂 (15) × 2 × 0.6 019
- 09 「惟饗告四方誰有大法者若為我解說□□為奴□ (16) × 2 × 0.6 019
- 10 「時有阿私仙來白於大王我有微妙法世間所希有 (11) × 21 × 0.6 019
- 11 「是人於何而得解脫但離虛妄名為解脫」 26 × 13 × 0.7 011

これらは妙法蓮華經の一部である。一行あたり一七字詰めで、偏(詩頭)は一行あたり一六字または二〇字詰めで記されていたらしい。これらは笹の軸のようなもので括られていた。年代は一五〜一六世

紀後半であろう。

なお、断簡の所属は以下のとおりである。

授学・無学人記品第九 (1)

見宝塔品第十一

…(2) : (3)・(4) : (5) : (6) : (7) : (8)・(9) : …

提婆達多品第十二

04・01 : 02 : 03 : 04 : 05 : 06 : 07・09・09

9 関係文献

高槻市教育委員会『昭和六三・平成元年度 高槻市文化財年報』

(一九九一年)

(鎌ヶ江一朗)



(大坂西南部)

南北3kmで、標高はO・P、(大阪湾奥底干潮面からの標高)で五・七mの馬の背状の堺砂地と呼ばれる土地に

- 1 所在地 大阪府堺市大町西一丁目
- 2 調査期間 一九九〇年(平成二)九月～一月
- 3 発掘機関 堺市教育委員会
- 4 調査担当者 増田達彦
- 5 遺跡の種類 都市遺跡
- 6 遺跡の年代 一四世紀～一八世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

また日明貿易により栄えた港湾都市として日本史上に重要な位置をしめる。遺跡は、堺市の北西部に位置し、江戸時代にめぐらされた堀によって囲まれ、旧市域の中心部にあ

立地する。

今回の調査は事務所ビル建設に伴うもので、調査地点は遺跡を南北に貫く大道(紀州街道)筋で、本道跡中心部に近いところである。遺構面は一五世紀後半から一七世紀初のものまで、計七面を検出しており、主な遺構としては、礎石及び埴列建物六棟の他、土坑、井戸、排水口、便所用と考えられる埋窠など、多数が検出されている。

木簡が出土したのは、一六世紀前半代に比定される第三次面で、道路(幅三・四m)の側溝跡に位置する土坑SK三〇一(南北一・八m、東西一・五m、深さ〇・七m)である。ほぼ方形で、道路側である西側及び北側の壁面に板材を貼り、枕を打って留めており、南側にもその痕跡がある。堀土は単一の暗褐色の粘質土であり、底に近い部分ではヘドロ状になっていた。この状況からみて、潑水したとも考えられるが、貯水施設というより、本地点での良好な浸水性を考慮すれば、排水施設としてとらえた方がよいと考えている。

木簡はこの北側の土留板の内側より出土したもので、この板囲いの土坑の設置時期に混入したと考えられる。また共伴遺物としては、土坑の埋土内から出土した土師瓦皿、瓦質皿、羽釜型の瓦質香炉等がある。

8 木簡の釈文・内容

(1) ・「小麦二斗

○ 三月寅五日

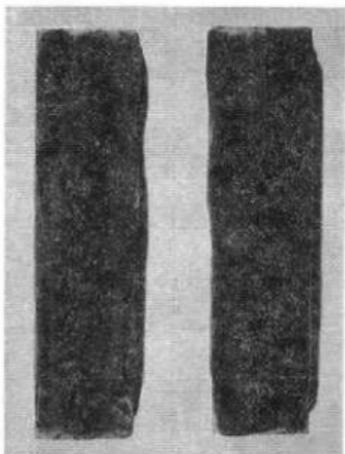
」

・「○にしかつちや二□」

113×99×11 0111

木簡は上部に穿孔を施している。記載された内容は、摂環藩都市遺跡及びこの調査地点の性格を考える上で興味深いが、その考察は後に委ねたい。

(増田達彦)





(出石)

跡が存在する。これらの遺

兵庫・袴狭遺跡 (1)

- 1 所在地 兵庫県出石町袴狭字国分寺ほか
- 2 調査期間 第二次調査 一九九一年(平三)六月と九月
第三次調査 一九九二年二月と一九九二年二月
- 3 発掘機関 兵庫県教育委員会
- 4 調査担当者 大平 茂・柏原正民
- 5 遺跡の種類 集落跡・条里遺跡(水田跡・祭祀遺跡)
- 6 遺跡の年代 古墳時代、奈良時代、平安時代、中世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

袴狭遺跡は、出石町の中心部から北行すること約三・五km、但馬

國の一宮出石神社北隣の谷に位置し、円山川の支流である小野川と袴狭川に挟まれた沖積低地に立地している。標高は五・七mである。

同低地内には砂入遺跡・荒木遺跡・田多地小谷遺跡など、官衙の様相を呈する遺跡が存在する。これらの遺跡は有機的な関係を持つものであり、「袴狭遺跡群」として一括把握することが可能である。

当該遺跡の調査は小野川放水路建設に伴う事前調査であり、これに関連した過去の調査成果からみると、主に奈良時代から平安時代の官衙跡(出石部衙舎)及び条里制にのつた水田地帯と推定でき、祭祀を執行した場所である祓所(砂入遺跡ほか)とこれに使用した祭祀関係の木製品が極めて良く残っている。

人形・馬形をはじめとする木製品の分布範囲は広く、東西約一・五km、南北約一kmに及び、その出土量は約三万五千点を数えている。この遺物の年代は、およそ八世紀から一〇世紀代に相当する。出土層は地表下約一・一・五mにあり、基本的には奈良時代一面と洪水に覆われた平安時代二面(部分的に三面の箇所もある)、計三面の水田面及びこれに伴う溝であり、遺物も三時期に区分できる。

今回報告する調査は、袴狭遺跡では一九九〇年度に続く第二次全面調査と確認調査、第三次全面調査である。

一 第二次調査

調査地は、一九九〇年度調査区域(「木簡研究」一三)の西に隣接する地区で、調査面積は約二八・一〇m²である。

検出遺構は、古墳時代の河道と奈良時代から平安時代にかけての水田跡一面(下層水田)、平安時代の水田跡三面(中層水田・上層水田・最上層水田)とそれに伴う溝である。

木筒は下層水田面から一点(1)、中層水田に伴う溝から一点(2)の計二点、最上層水田面出土の大梨人形に文字が記されたもの一点(3)を発見した。共伴遺物には、それぞれ人形・馬形・斎串等の木製品と農具等の木製品、若干量の須恵器・土師器・帯金具等がある。これらの遺物は、各時期に洪水によって狹狭川の上流から流れ込んだものと考えられる。

二 確認調査

調査地は、第二次全面調査区の西隣である。

三本のトレンチを設定し、確認調査を実施した。いずれのトレンチからも、平安時代の水田面に堆積した洪水砂中から、祭祀具である木製品が出土している。木筒は、中央トレンチの水田層上の洪水砂中から一点出土した。

三 第三次調査

前記の確認調査の結果、全面調査が必要となった地域の一部、約一七九〇㎡が対象地である。残りの部分は次年度以降に調査を実施する予定である。

検出遺物は、平安時代の水田跡三面(中層水田・上層水田・最上層水田)とそれに伴う溝である。

木筒は中層水田中から四点出土した。なお、この水田層は第二次調査の中層水田と上層水田の中間層にあたり、ここでの上層水田及び最上層水田は第二次調査のそれらと共通する。共伴遺物には、人

形・馬形・斎串等の木製品がある。これらの遺物も、洪水により狹狭川の上流から流れ込んだものと考えられる。

8 木筒の釈文・内容

一 第二次調査

(1) 「秦マ大山秦マ弟麻呂秦マ^(山)」
152×125×6 011

(2) ・□衣依言事右 □□唯□定

□大祖父世時□本□

・□在 □□
(172)×(82)×6 021

(3) 「一人当千急々如律令」
(202)×(82)×6 021

二 確認調査

(1) ・「納米 四斗^(入)出^(升)」
八□□

・「十□□

□□ 「」
173×82×6 011

三 第三次調査

(1) 下田二段

戸他人作□□^(乱)
(177)×(144)×6 101

1991年出土の木簡

(2)

右田依^{〔土カ〕}野郷出^{〔石カ〕}水社戸口 延喜六年四月十三日

禁制六条九里廿推下田武段百姓^{〔穀カ〕} 執 民部卿家書吏車持公

(家カ)
人^{〔カ〕}
□^{〔カ〕}
□^{〔カ〕}
□^{〔カ〕}
□^{〔カ〕}

□^{〔カ〕}
□^{〔カ〕}

(3)

□^{〔カ〕}

(141) × (17) × 6 081

(4)

× □^{〔カ〕} 可 出石^{〔公カ〕}安道

(510) × (7) × 9 089

これらのうち、内容的に最も興味深いのは、第三次調査出土の禁制木簡(三-②)である。延喜六年(九〇六)の年号が記され、この時期に推下田二段が民部卿家の私有地であったことが推定できる。当時の民部卿は藤原有種である。また、田地を荘園化する際に勅を立てたことは『類聚三代格』巻一九延喜二年三月一三日太政官符にみえ、この木簡がその立札であった可能性もある。

さらに、第二次調査出土の「一人当干」の人形は手を表現しない形の大型のものであるが、これは前記紀年木簡の上層にあたる水田中から出土しており、一〇世紀初頭以降のものであることが明らかになった。

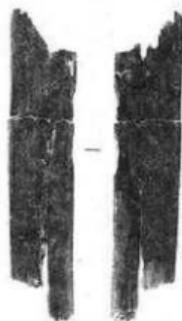
律令制が崩壊し始め、貴族・寺社等による土地私有が進んだ一〇世紀前半の歴史的背景の中で、このような土地所有・律令祭祀に関

955 × 106 × 6 011

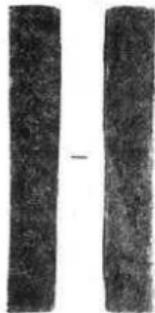
一 (1)



一 (2)



二 (1)



わる直接資料が地方で発見されたことは意義深く、非常に貴重なものとなるであろう。

釈説については、奈良国立文化財研究所の寺崎保広氏と、兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所の廣野誠氏のご教示をえた。

(大平 茂)



一
(3)



三
(2)



(出石)

右岸を東方(上流)へ約五〇

兵庫・袴狭遺跡 (2) (旧坪井遺跡)

- 1 所在地 兵庫県出石郡出石町袴狭
- 2 調査期間 一九八八年(昭和63)二月～一九八九年(平一)三月
- 3 発掘機関 兵庫県教育委員会
- 4 調査担当者 西口圭介・久保弘幸
- 5 遺跡の種類 祭祀遺跡
- 6 遺跡の年代 古墳時代前期～近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

袴狭遺跡(坪井遺跡)は但馬国一宮である出石神社の北側の谷部に位置する。本遺跡では、一九八九年度以降、出石町教育委員会・兵庫県教育委員会によって数

次の調査が実施されており、多量の祭祀遺物の他、木簡・銅印等が出土している。

今回の調査は、小野川放水路建設に伴う確認調査である。調査地点は、袴狭川・入佐川の合流点より袴狭川右岸を東方(上流)へ約五〇

m 遡った位置である。一九九一年度に禁制木簡が出土した地点はさらに約二〇〇m 上流である(本誌袴狭遺跡(1)参照)。また一九九〇年度に木簡が出土した橋遺跡(木簡研究「二」は約二〇〇m 下流、一九八七年度に木簡が出土した砂入遺跡(同「二」)は約五〇〇m 北方の対岸に位置している。今回報告する一九八八年度の調査は、袴狭遺跡の存在が認識される以前に実施したもので、当時は調査範囲の一部に存在する古墳時代前期の遺物散布地、坪井遺跡を遺跡名として使用していた。しかし、近年の袴狭遺跡の調査によって一連の遺跡であることが明らかとなったため、祭祀遺跡の調査に際しては袴狭遺跡に統一し、坪井遺跡の名称は使用しないこととしている。

調査は現袴狭川右岸に沿う標高5m前後の地点において実施した。土層堆積の状況からは、洪水砂の供給を繰り返した氾濫原が、古墳時代前期以降徐々に安定し、湿田化してゆく様子が読みとれる。形成された厚い水田土壌中からは、木簡・履・木製祭祀具・田下駄・梯子・木庖丁・建築部材等の多量の木製品が出土している。木製品は、使用中に磨滅したと考えられる田下駄や杭、人為的に集積した状況を示す一部の加工材を除いては、いずれも洪水によって流されてきたものと考えられ、流路の肩部に漂着した状況で検出されるものも多い。この木製品を含む水田土壌の大半は平安時代のもと考えられ、同時期の枕列・畦畔を伴う水田跡の他、木製祭祀具・加工材等を多量に含む溝を検出している。また、溝・水田跡の一部は洪

水砂によって埋没しており、数時期に分けることが可能である。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「老□□常貞右田依□□常×

禁制六条八里^{〔冊カ〕}一葛□□四歩

□□

○ (360) × 56 × 3 061

(2) □□□□

□□□□ ×

(240) × (40) × 6 081

(3) 「∨ 左□□」

211 × 41 × 3 032

(4) 上送

春風

中迎

□月」

長(290) × (75) × 3 061

(5)

□□

雁□□

□□

長(260) × (110) × 4 061

(1)と(2)は多数の板材とともに平安時代の浅い流路肩部に漂着した



(3)



(2)



(1)

状況で検出された。流路は水田土壌層の下半部分に存在する。

(1)は禁制木簡である。一九九一年度出土の禁制木簡より約二〇〇m下流で出土している。三片に折れて出土した。中央下半には径約三mmの孔が穿たれている。

(2)は(1)と同一地点より出土しているが、厚み・字体ともに(1)とは異なることから、別個体と考えられる。右辺のみ遺存している。

(3)は平安時代の水田土壌層上半中より出土している。

(4)(5)は曲物である。いずれも側板外面に墨書が存在する。(5)は側板片であるが、(4)は底板が遺存している。(4)と(5)は近世の洪水砂層より伴出しており、同一個体もしくは身・蓋の可能性が高い。(4)には水鳥を描いたと思われる墨痕も二カ所存在している。(5)は四行以外にも数カ所の墨痕が見受けられる。

木簡の釈読については、兵庫県教育委員会廣野誠氏及び兵庫県立歴史博物館の諸氏のご教示を得た。

(西口 圭介)

小敷田遺跡（埼玉県行田市）から

最古級の呪符木簡出土

小敷田遺跡は最古級の出挙木簡や「御前」などの書式をもつ文書木簡が出土したことで著名である。今回発掘調査報告書作成にあたって最古級の呪符木簡が見つかったと報告された。年代は七世紀末と八世紀初で、その釈文は次のとおりである。

八号木簡（『木簡研究』七号では(a)としたもの）

・「直上擬廿五紋應八立應二枚合百廿枚」

・「 鬼鬼



・「 10.5 x 10.5 x 0.5

なお、発掘調査報告書『小敷田遺跡』の体裁と入手方法については左記のとおり。

B5判（三分冊）本文計七八七頁 図版計三〇四枚

付図一枚

頒価六〇〇〇円・送料九三〇円

申込先 〒三三三〇 埼玉県大宮市東大成二一五五七一五

埼玉県埋蔵文化財調査事業団大宮整理室内

埼玉考古学会 宛

TEL 〇四八―六五二―二三三一

滋賀・光明寺遺跡

1 所在地 滋賀県野洲郡中主町大字西河原

2 調査期間 一九九一年(平3)四月～五月

3 発掘機関 中主町教育委員会

4 調査担当者 辻 広志

5 遺跡の種類 集落跡・館跡・寺院跡

6 遺跡の年代 平安時代～江戸時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



光明寺遺跡は、現在の西河原集落の南西部を中心に、一部現在の集落と重なって分布する平安時代中期から江戸時代にかけての集落遺跡である。また、下層遺構として飛鳥時代から奈良時代にかけての集落跡である光相寺遺跡がその西側一帯に一部重複して存在する。これまでの調査で明らかとなった遺構には、一辺約一〇〇mの二重に堀を巡らせる方形の館跡、散村状を呈

する集落跡や、高や水田の耕作地跡、旧河道路とその水を引く溝跡等がある。これらの遺構群は、当地における中世から近世への農村の景観の変遷や社会構造を考える上で、重要であると言える。

今回の第二七次調査は個人住宅建設に伴う三八四㎡を対象としたもので、調査は、江戸時代前期とそれ以前の室町時代後期を中心とする二つの遺構面で行なった。上層の遺構面では、室町時代後期の遺構が埋められた後、現代まで盛り土を繰り返しながら続いていた道路跡一条と、隣接する水田跡を検出した。下層の遺構面からは、南側から方形館跡の外堀南端に水を引く幅約三m、深さ約〇・七mの溝SD二七二〇一と、館跡に関わる橋跡一条を検出した。植栽は、方形館跡の外堀南端と外堀に水を引く溝が合流する地点から、信楽の摺鉢・壺・甕、瀬戸の椀・小天目、常滑の片口鉢、土師器の小皿・羽釜・焙烙、黒色土器の椀などの一四世紀末～一六世紀初の遺物とともに出土した。出土状況は、溝跡中央部の中層において、(1)～(5)までは五枚が順に重なり合い、二つ折りになった状態で、一七枚の断片として出土し、(6)は(1)～(5)の塊から〇・七m余り北側において単独で出土した。(1)～(5)はその出土状況から、結束した状態に近い形で溝に投棄されたものと考えられる。また、その投棄方法は、宗教儀式に伴って流されたものとは少し異なり、粗雑な扱い方が感じられるものであった。なお、これまで方形館内の西側を中心に香炉・尊式華瓶等が散見されていたが、今回の植栽の出土により、仏

教関係の遺物が外堀の南側でも出土したこととなり、郭内を調査していないためその性格付けは難しいが、簡跡であるのか寺院跡であるのかといった遺跡の性格についての再検討が必要となってきたといえる。

8 木簡の釈文・内容

- (1) □□^{〔簡カ〕}淨志求仏道…当為如是等廣廣□^{〔一カ〕}要道
(180)×(20)×(3) 010
- (2) 「舍利弗当知諸仏法如是□□^{〔以カ〕}…□^{〔説カ〕}便隨宜而□^{〔法カ〕}法
(180)×(20)×(3) 010
- (3) 「其不習学者不能曉了□□^{〔此カ〕}…□^{〔既カ〕}既已知諸仏世之師
(180)×(20)×(3) 010
- (4) 「隨宜方便事無復諸歡喜…□^{〔大カ〕}…□^{〔自カ〕}自知当□□^{〔作カ〕}作
(181)×(20)×(3) 011
- (5) ・妙法蓮華經卷第一
(181)×(20)×(3) 010

交 1

- (6) □□^{〔相カ〕}昔所未×
(180)×(21)×(3) 001

復原できた柿経(傘塚巻経)は六点分で、他に文字断片が四点存在する。形状は、何れも頭部を主頭とする短冊型で、幅約二〇mm、厚さ〇・三mm、長さの明らかな資料はないが、他の資料から二八〇〜

三〇〇mm前後と推測される。材質は樟で、経目取りに削り割ぎしたものである。書写された経典は妙法蓮華経で、全て片面のみに一行二〇字で記されているが、(5)の尾題を記したものの裏面に校了を示す一字を入れている。書体は、(1)〜(5)と(6)では異なり、二種類がみられる。内容は、(1)〜(5)が方便品第二の巻尾部分で、少し離れて出土した(6)が化城喻品第七と思われる。なお、注意される点として、(4)の九・一〇文字目がこの柿経においては「歡喜」と読めるのに対して、大正藏版では「巽惑」となっており、相違が見られる。この柿経が、誤字脱字の多い柿経としては珍しく校合を行ない、(4)には「作」の一字を加えるなどその痕跡が見いだせるにもかかわらず、ここにはそのような校異注がないことに注目するならば、テキストとした紙本経に既に誤字が存在したか、異本によった可能性が高いように思われる。また、柿経の年代は、その共伴遺物とその型式等から、一五世紀後半〜一六世紀初のものと考えられる。

(辻 広志)

首所主 (6)

妙法蓮華經卷第一 (5) 表

隨宜方便事無復諸法 (5)

若不習學者不能曉了 (5)

舍利弗當知諸佛法是 (5)

應求佛 (1)

一 (5) 表

大 (5)

自知當 (4)

既已知諸佛世之師 (3)

便隨宜而說法 (2)

當知是法 (1)





(近江八幡)

今回の第一三次調査は、資材置場建設に伴い五五六㎡を調査したもので、先の官衙状遺構群から約四〇〇㎡南に位置する。調査地における検出遺構とその時期は、第一遺構面

- 1 所在地 滋賀県野洲郡中主町大字西河原
- 2 調査期間 一九九一年(平三)九月一〇月
- 3 発掘機関 中主町教育委員会
- 4 調査担当者 辻 広志
- 5 遺跡の種類 集落跡・官衙跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代前期～江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
西河原森ノ内遺跡は、野洲川右岸下流域の沖積地(自然堤防帯)に位置する遺跡で、官衙状の建物群や、天武朝の文書木簡を始め、律令期の多量の遺物が出土している。

滋賀・西河原森ノ内遺跡

（たしがわらもりのうち）

が一二世紀～二〇世紀、第二遺構面が一〇世紀～一二世紀、第三遺構面が八世紀後半～一〇世紀初で、第四遺構面が七世紀後半～八世紀初頭である。第二遺構面からは野洲郡の統一系里型地割にほぼ等しい、六条八里三〇坪と七条八里二五坪の里界線にあたる大畦を、第三遺構面においては第二遺構面の下層に両岸に大畦をもつ里界線の溝を検出した。第四遺構面は、約一mもの洪水層の下にあり、上層とは全く異なる地割を示しており、幅三m以上、深さ一・七m以上の南北溝(運河)が、その西岸の大畦と水田を検出した。木簡はこの第四遺構面から出土した。

8 木簡の釈文・内容

(1) 一受 知子十



木簡は、第四遺構面の大畦近くの水田面上にやや浮いた位置で、八片に折り捨てられた状態で発見された。現況は、上端が当初の面を残すものの、両側辺を削り落して幅を減じ二次的な加工を加えていると共に、下端を折損している。文字は、表裏に見られ、表と考

えられる面の上端には「受」の文字があり、物品等の収受に関わるものである可能性があるが、判然としない。今後の検討を待ちたい。

(辻 広志)

木簡研究 第八号

巻頭言——最後まで残る仕事——

青木和夫

一九八五年出土の木簡

概要 平城宮・京跡 平城京左京三条六坊七坪 平城京右京七条一坊十五坪 長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 長岡京跡(3) 平安京左京三条三坊十一町 平安京左京六条一坊八町 平安京左京九条三坊十四町 平安京右京八条二坊二町 平安京右京八条二坊五町 鳥羽離宮跡 伏見城跡 西ノ辻遺跡 観音寺遺跡 大願堂跡 龍橋遺跡 玉津田中遺跡 辻井遺跡 長尾沖田遺跡 但馬国府推定地 朝日西遺跡 大岡遺跡 香掛城跡 勝岡田城跡 神明原・元宮川遺跡 今小路周辺遺跡 船岡八幡宮境内研修道場用地遺跡 應島南岸北部条里遺跡 西河原森ノ内遺跡 勸学院遺跡 金剛寺城跡 法界寺跡 今泉城跡 富沢水田遺跡 中尊寺伝三重池跡 胆沢城跡 浪岡城跡 俵田遺跡 秋田城跡 九十九橋 一栗谷朝倉氏遺跡 三木だいまん遺跡 弓庄城跡 香場遺跡 小島西遺跡 富田城跡 草戸千軒町遺跡 尾道遺跡 備後国府跡 秋月遺跡 大宰府跡 大宰府条坊跡 豊前国府跡 如法寺遺跡

一九七七年以前出土の木簡(八)

平城宮跡(第一四次・第二五次・第四〇次・第四一次・第四三次)

唐招提寺講堂地下遺構

中国隋唐研究的新動向

倉札・札家考

柚井遺跡出土木簡の再検討

出土の文字資料からみた中世民衆生活の一面

——草戸千軒町遺跡を中心に——

彙報

李 宇 勳

沢・菅谷文昭

原 秀三郎

榮原水滄男

志田原重人

頒価 三八〇〇円 〒五〇〇円



(近江八幡)

西河原遺跡は、野洲川右岸下流域の沖積地（自然堤防帯）に位置する遺跡で、これまでは平安時代から江戸時代にかけての集落跡と考えられていたが、近年の二回の発掘調査で中世の集落跡や屋敷跡と共に、その下層に飛鳥時代～奈良時代の木田遺構等が存在することが明らかとなっていた。

今回の第三次発掘調査地点は、「丙子年」（天武五年一六七〇）の文書木簡が出土

滋賀・西河原遺跡

にしたがわら

1 所在地 滋賀県野洲郡中主町大字西河原

2 調査期間 一九九一年（昭和三十九）二月～一九九二年二月

3 発掘機関 中主町教育委員会

4 調査担当者 徳綱克己

5 遺跡の種類 集落跡

6 遺跡の年代 飛鳥時代～江戸時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

した溝ノ部遺跡が南〇・八kmに、官衙状遺構群や天武朝の和文体木簡が出土した西河原森ノ内遺跡（木簡研究）が北〇・五kmに存在し、南北に並ぶ同時代の二遺跡の中間地点に位置するもので、西河原集落の鎮守である二之宮神社の隣接地である。調査は、個人住宅の建設に伴う事前調査で、二八五㎡を対象に三遺構面について調査を実施した。

第一遺構面では、平安時代末・中世～近世の水田区画と畝作の溝跡、小規模な建物跡・棚跡らしき柱穴等が検出された。第二遺構面では、平安時代中期～後期の掘立柱建物一棟以上とその崩壊後に形成された畝作に関わる溝跡多数が検出された。第三遺構面としたものは、本来二面以上の遺構面に分離することができる遺構面を調査の都合上一面としたもので、飛鳥時代～平安時代前期の掘立柱建物八棟以上とその西端に木簡四点が出土した溝一条（SD三三〇一）を検出した。溝SD三三〇一は、調査区の西端でかろうじて東岸肩部を検出したもので、幅三・二m以上、深さ一・一m、南北方向の逆台形の断面をもつ溝で、欄状の護岸杭を不規則に打ち込んでいる。なお、この溝跡は、西河原森ノ内遺跡や溝ノ部遺跡で発見された、条里型地割以前の田地割の一部にあたるものと考えられる。堆積層は、細かくは六層見られ、露出した植物を多量に含むシルト層（第一～四層）と、細砂層とシルト質級細砂層の互層（第五～六層）に分けられる。各地積層のおよその年代は、第四～六層が七世紀前半・

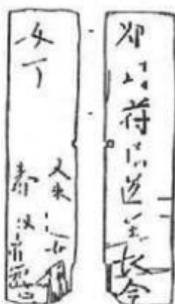
七世紀後半～八世紀初、第一～三層が八世紀中頃～九世紀後半と考
えられる。木簡は、第四層下部より、四点が出土した。深跡より出
土した共伴遺物には、土器の他に木製品の琴柱・着串・曲物底板・
箸、桃の種、獸(牛)の歯・骨、土鍾等がある。墨書土器には、「神」
「管万□」「管□」「成伴」等の六点がある。

8 木簡の釈文・内容

(1) ・「郡」^[可也]符馬道里長令×

・「女丁」
又來□女□
□□××

(1a) × 24 × 5 019



(1)



(2)

(2) ・×水□

・×□□□□□
[不道也]

(12a) × 23 × 081

(3) ×□□□□□
[衣罪]

(6) × 10 × 081

(4) □□□□□□

(30a) × 10 × 081

(1)は、野洲郡から管内の馬道里の里長に女丁の差点を下達した文
書(郡符)と考えられるものである。下半を折損しているのと裏面
の墨付が薄いため、事書の詳細な内容や発給者の位置、年月日等は
明らかでない。女丁については、「仕女丁」(大家令)、「女丁」(糞老



(4)



倉、「仕女」(『続日本紀』神護景雲三年一〇月辛酉条)とも称され、賦役令仕丁条等によると、仕丁と同じく一般公民層から徵発される女の仕丁で、宮内省が検校し後宮十二司等で三年を任期に雑役に従事していたと考えられている。その数は、国の等級により国ごとに一と四人が差点され、天平一七年(七四五)の「宮内省移」(『大日本古文書』二卷四三三頁)や延喜民部省式等から、八・九世紀を通じておよそ一〇〇人前後であったと推定されている。近江国は延喜民部省式では大國であり、この当時は四人の女丁を送っていたと思われる。このようにこの木簡は、宮内省もしくは近江国司より女丁差点の命令を、野洲郡司を通じて、律令地方行政の末端である馬道里長に下達した文書で、里長の「里御宅」である可能性が出てきた西河原遺跡で廃棄されたと考えることができる。木簡の年代は、共伴遺物や書式から大宝元年(七〇二)と靈龜三年(七一七)の間と考えられる。

(2)と(4)については、何れも上下端を折損しており、(3)(4)はさらに左端を失っているため判読できなかった。今後の検討に待ちたい。

なお、木簡の判読、解釈に際しては、奈良国立文化財研究所史料調査室の方々並びに立命館大学の山尾幸久氏よりご教示を得た。

(辻 広志)

木簡学会役員（一九九一・九二年度）

						会長	狩野 久
						副会長	早川 庄八
						委員	綾村 宏
							石上 英一
							榮原永造男
							佐藤 宗諱
							鎌田 元一
							東野 治之
							永田 英正
							松下 正司
							和田 翠
							吉田 孝
							八木 充
							清水 みき
							土橋 誠
							森 公章
							寺崎 保広
							橋本 義則
							渡辺 晃宏
							菅山 晴生
							中山 敏史
							原 秀三郎
							平川 南
							菅野 和己
							鬼頭 清明
							篠山 隆二
							西山 良平
							吉川 真司

滋賀・湯ノ部遺跡

- 1 所在地 滋賀県野洲郡中主町西河原・八夫⁺
- 2 調査期間 一九九一年(平3)五月～一九九二年三月
- 3 発掘機関 滋賀県教育委員会・勸遊賀県文化財保護協会
- 4 調査担当者 濱 修
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代～近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

湯ノ部遺跡は、旧野洲川の形成した扇状地性の低地上にあり、現在では微高地上に立地する集落と集落に挟まれた水田地帯となっている。



(近江八幡)

遺跡は東西方向に形成された埋没微高地上に立地し、弥生時代以降の数多くの遺構・遺物が埋蔵されている。湯ノ部遺跡から北へ約一・二kmの地点には、七世紀後半から八世紀前半の木簡が二〇点近く出土している。西河原森ノ内遺跡がある。

り、南東約3kmには野洲郡衙推定地の和田・小笹原遺跡がある。発掘調査は軌道建設に伴うもので、一九九〇年度の小比江遺跡の調査に引き続き、対象面積約七〇〇㎡について行なった。

調査の結果、下層より弥生時代前期から後期にかけての住居跡、祭祀場跡、方形周溝墓群を検出した。これは小比江遺跡から連続して形成されている。また、上層では七世紀後半から八世紀前半にかけての掘立柱建物や溝、鉄器生産の鍛冶関連遺構を検出した。掘立柱建物は二間×三間以上で、比較的小規模な建物である。鍛冶関連遺構としては幅五〇cm、深さ二〇cm程度の小溝により方形に区画された内側に、柱穴や鉄の溶解滓、矽の羽口、炭化材などが廃棄された土坑、焼土跡などを検出した。この遺構は周辺に広がりをもちものと推定され、鍛冶関連の工房が存在したものと思われる。

木簡はこれらの遺構の西端を南北方向に区画する溝から出土した。この溝は幅約一・六m、深さ約〇・六mで、南北方向に二八mにわたり検出した。出土した遺物は、木簡一点のほか、須恵器の杯身・杯蓋・壺や、土師器の杯・甕のほか、斎串、獸角、排滓、木片などである。また、埋没した最終面から土馬片も出土している。出土した遺物の年代観は、須恵器の杯蓋がやや大型で、宝珠形のみをもち、内面にかえりがつくものであることから、七世紀後半の時期である。

西河原森ノ内遺跡も同時期の遺跡であり、湯ノ部遺跡も関連する

遺跡群と考えられる。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「丙子年十一月作文記」 (背面)

・「滕文逸去五月□□藤人

自從二月日來□□養官丁

久蔭不潤□□□藤人

・「次之□□丁□□

□及於□□□□□人

裁證牒也

57.5 × 15.0 × 0.11

木簡は中央部が広がる長方形状で、従来の○一型式の短冊型とはやや異なる。厚さは2cmもあって、厚手である。完形品で、表・裏以外に側面にも文字を記す。

側面は背文字として「丙子年」の年紀を記す。丙子は六七六年か七三六年が考えられるが、干支を用いており、また共伴した出土遺物の年代から、前者と考えられる。「記」については「汜」とする異説もある。

表は文字が木目にそって湾曲して記載されている。二行目「来」から「養」、三行目「潤」から「蔭」の間は削りとられている。「文逸」については人名説が有力である。「去五月」は春五月とも読め

(背面)

丙子年十一月作文記

(裏面)

滕文逸去五月
自從二月日來
久蔭不潤
養官丁
藤人

(裏面)

次之
及於
裁證牒也
養官丁
藤人

るが文意から「去」とする。「蔭」は三文字見られ、「蔭人」は二回記される。「官丁」は初出。「久蔭不調」は和文調である。

裏は表面に比べ腐蝕が甚しく、裏面を上に向けて出土したので、腐蝕時点でしばらく地表に放置されていたと思われる。一行目、二行目とも文意は不明。一行目の最後の二文字は「等利」か。二行目最後は「准」か。三行目は「裁護蔭也」で終る。

本木簡は文書木簡で、「久蔭不調」「蔭：護蔭也」の記載から、個人が官司にあてた上申文書と思われる。また、厚手の楡材を使用し、側面に年紀入りの背文字を記すことから、保管文書と推察され、實際の上申文書は別に提出されたものと思われる。「蔭：護蔭也」と公式令牒式条の「蔭云々。護蔭」との関連は明らかではない。早川庄八氏「公式様文書と文書木簡」(『木簡研究』七)、『律令』(『補注』)によれば、蔭は日本でも唐でも下達文書、平行文書、上申文書のいずれにも用いられていた。本簡は上申文書として使われている。

「蔭人」は八世紀初頭から実施された蔭位制との関連が考えられるが、『日本書紀』天武五年(六七〇)四月辛亥条にみえる地方豪族の出身法についての勅との関連から、それより早く天武朝初年には地方豪族の出身法を「蔭」と呼んでいた可能性がある。

木簡と政治関連遺構との関連は明確でないが、西河原森ノ内遺跡の九号木簡には「金工人」の語が記されている(『木簡研究』一一

一四九頁)。

なお、木簡の釈読・内容については、立命館大学山尾幸久氏、大阪大学東野治之氏、奈良国立文化財研究所史料調査室など多くの方々のご教示を得た。

(復 修)

福島・小茶円遺跡

- 1 所在地 福島県いわき市平山崎字小茶円・馬場
- 2 調査期間 一九九〇年(平二)一月(継続中)
- 3 発掘機関 跡いわき市教育文化事業団
- 4 調査担当者 吉田生哉・猪狩みち子・佐藤勝比古
- 5 遺跡の種類 集落跡・水田跡
- 6 遺跡の年代 九一八世紀



7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
 小茶円遺跡は、平の市街地の東方約四km、夏井川下流の右岸に位置する。太平洋の汀線から約三kmの位置にあり、古代の磐城郡磐城郡に属する。ちなみに、磐城郡衙に比定される根岸遺跡は、小茶円遺跡の南東方向約二kmの所に位置し、付里制遺構(「木簡研究」一三)は、本遺跡南側に隣接している。
 現在の海岸線は、一八〇

〇年前頃に形成されたと考えられ、この地域には、海退過程に形成された浜境が数列確認されている。遺跡は、浜境と浜境の中間位に立地し、太平洋に向かって東に伸びる二つの海岸段丘の開口部に当たっている。現況は、夏井川に北面する田園地帯で、標高は三〜四m前後を測る。

小茶円遺跡の調査は、常磐バイパス道路改築工事に伴う発掘調査である。調査面積は、ほぼ南北に走る四五〇mの路線内、約一六〇〇㎡にわたる。

調査の結果、調査区域の南側部分で古代からの水田跡が数回確認された。北側部分からは古代から近世にかけての遺構群が多数確認されており、現在のところ独立柱建物二四棟、堅穴住居五二棟、井戸を含む土坑一八三基、溝三〇〇条などが検出されている。遺構の多くは、おおよそ九世紀から一〇世紀代に入ると考えられるが、今回報告する木簡の比定時期である一三世紀後半から一四世紀の遺構も若干含まれる。

遺物の出土量は、整理用コンテナ約二六〇箱である。その内訳は、土師器、須恵器が大半を占め、数点の弥生土器、灰釉陶器・緑釉陶器を含む瓦軸陶器、手捏ね土器・土錮・カラカマドなどの土製品、曲物・碗・桶などの木製品、鉄滓や刀子などの金属製品もある。このうち、遺跡の性格を知る上で特筆すべき遺物は、緑釉陶器五二点、灰釉陶器九三点、カラカマド二個体、獸脚の風字硯一点である。ま



(1) 「
五月□□□□□
」 580×28.5×3.081

た、墨書土器、絞刺土器は一六点出土しており、判読できるものに、「十一」「十二」「十三」「石木田」「厨」がある。

木簡は五点あり、井戸から出土している。同型式の井戸から、常滑産の妻の口縁部が出土しており、その年代から木簡にも一三世紀後半から一四世紀の年代を与えることができる。

本遺跡の隆盛期は、九世紀から一〇世紀であり、中世に比定される遺構・遺物は、井戸以外ほとんどみられない。したがって、当該期における遺跡のあり方も、現在のところ判然としていない。隆盛期である古代の遺跡の性格を含め、今後の調査成果をふまえながら検討していかなければならない課題である。

8 木簡の积文・内容

出土した五点は、いずれも削痕がはなはだしく、文字は(1)の「五月」以外はほとんど判読できない。五点のうち、二点は表裏ともに削り残しの文字が観察されるが、他の三点は片面に文字が残るだけである。このため、内容等については不明と言わざるを得ない。五点とも長さ、厚さ、材質が同じで、うち一点の上・下端部片側隅が斜めに切り落されていることや、二点が接合されることを考慮すると、本来は折敷の底板として使用されていたものと考えられる。その後、敷板に分割され、井戸内に投棄されたようである。

なお、釈読にあたり、国立歴史民俗博物館平川南氏のご教示を得た。

(吉田生哉)

木簡研究 第九号

巻頭言

田中 稔

一九八六年出土の木簡

概要 平城宮・京跡 興福寺旧境内 藤原京跡 和田庵寺
 橋寺 曲川遺跡 長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 長岡京跡(3)
 岡京跡(4) 平安京右京三条二坊八町 平安京右京五条一坊三
 町 平安京右京五条一坊六町 平安京右京八条二坊二町 平
 安京右京八条二坊十二町 伏見城跡 大坂城跡 安堂遺跡
 津田トッパナ遺跡 壹振A遺跡 祢布ケ森遺跡 但馬国府推
 定地 初田館跡 福田片岡遺跡 清洲城下町遺跡(1) 清洲城
 下町遺跡(2) 厩倉遺跡 土橋遺跡 駿府城三の丸跡 東京大
 学構内遺跡 浜野川遺跡 神照寺坊遺跡 浄珠寺遺跡 光相
 寺遺跡 吉地薬師堂遺跡 粗沢城跡 根城跡 生石2遺跡
 新晋渡遺跡 弘田柵跡 田名遺跡 曾万布遺跡 辻遺跡 富
 田川河床遺跡 草戸千軒町遺跡 周防国府跡 中島田遺跡
 大宰府跡 井相田C遺跡 吉野ヶ里遺跡

一九七七年以前出土の木簡(九)

平城宮跡(第三二次補足調査)

国語の表記史と森ノ内遺跡木簡

敦煌凌胡厓址出土簡書の復原

漆紙文書集成

正倉院木簡の用途——原秀三郎氏の所説に接して—— 東野治之
 岸俊男会長の思い出 平野邦雄

彙報

頒価 三八〇〇円 千五〇〇円

宮城・多賀城跡

- 1 所在地 宮城県多賀城市市川・浮島
 - 2 調査期間 第六〇・六一次調査 一九九一年(平三)五月・二月
 - 3 発掘機関 宮城県多賀城跡調査研究所
 - 4 調査担当者 真山 悟・柳沢和明
 - 5 遺跡の種類 国府跡
 - 6 遺跡の年代 奈良時代・平安時代
 - 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
多賀城は、奈良・平安時代の陸奥国府であり、奈良時代には鎮守府も併置されていた。遺跡は、仙台平野の北東端に位置する標高二〇〇～五〇mほどの塩釜丘陵の西端に立地しているが、外郭南辺及び西辺の一部は標高四mほどの沖積地にも及んでいる。外郭は一辺六七〇～一〇〇〇mほどの不整形をなし、そのほぼ中央に東西一〇三m・南北一六mの政庁跡がある。一九九一年に木簡が出土したのは第六〇次・第六一次調査である。
- 一 第六〇次調査
- 第六〇次調査は、多賀城跡の北東部にある外郭東門の南西側に隣接する通称大畑地区を対象に実施した。この地区は、標高四〇～五

〇mで多賀城跡では最も標高が高く、南へ緩やかに傾斜する丘陵平垣面である。この地区では今回を含めてこれまで六次にわたる調査が実施されており、奈良・平安時代の掘立柱建物・竪穴住居・井戸・溝などが広範囲にわたって多数検出されている。木簡が出土したのは井戸SE二一〇一で、木簡四三点、付札状木製品二点のほか、漆紙文書一〇点、土師器・須恵器・木製品・種子類・貝類など多量の遺物が出土した。土師器の年代はいずれも九世紀前半のものでまともっており、木簡その他の遺物も同一時期に含めうるものと考えられる。また漆紙文書には、弘仁十二年(八二二)の具注暦や天長七年(八三〇)の年紀を記したものがあつた。これまでに多賀城跡では、木簡はいずれも外郭付近の低地から出土しており、今回のように丘陵上から出土したのは初めてのことであつた。

二 第六一次調査

第六一次調査は、多賀城跡南辺中央部の通称鴻の池地区を対象に実施したものである。この地区は、政庁西側から南へ下る谷が外郭南辺築地によってせき止められて形成された池であつたと考えられており、現在では低湿地になっている。堆積環境は低湿地・浅い池ないし沼の後に形成された低湿地の段階の順位から出土した。この地区では今回を含めてこれまで四次にわたる調査が実施されており、土師器・須恵器・須恵系土器や、未製品を含む多量の木製品が出土

している。また第八次・第二〇次調査では木簡が出土している。今回の調査では木簡三点・付札状木製品二点のほか、漆紙文書一点が出土した。

8 木簡の釈文・内容

一 第六〇次調査井戸SE二二〇一

(1) ・「廣山二日出米九升

宮成五^{〔日〕}出^{〔斗〕}刀良^{〔日〕}三^{〔斗〕}小黒^{〔日〕}四^{〔斗〕}五^{〔斗〕}五^{〔斗〕}合・「子黒^{〔田〕}米一日五升乙万呂七^{〔日〕}出^{〔斗〕}米直^{〔黒〕}八^{〔斗〕}日^{〔斗〕}出^{〔斗〕}米子^{〔斗〕}二^{〔斗〕}日^{〔斗〕}出^{〔斗〕}米・丈マ廣山^{〔廣〕}右^{〔斗〕}件^{〔斗〕}×

(2) 火長丈マ×

火長丈マ×

(178)×24×6 081

119×52×7 011

(3) ・「^{〔斗〕}丈マ子廣成米×

清足米割×

・「合卷斗伍升

十二月三日

(26)×22×10 039

(4) ・「^{〔斗〕}黒春米一斗・「^{〔斗〕}二月十六日丈マ子^{〔斗〕}

(79)×13×3 033

(5) 長丈部^{〔斗〕}……^{〔斗〕}

081

木簡は全部で四三点で、このうち二八点は削屑である。右に掲げたもの以外はほとんどが小片で判読できない。(1)は表に四行、裏に五行あり、各行はそれぞれ人名+日数+(出米)+数量からなる。多賀城内に何らかの形で勤務する人々に米を支給したものとと思われるが、一日あたりの支給量は均等ではない。(2)の「丈マ廣山」は(1)の「廣山」と同一人物とみられる。裏面に軍団の「火長」がみえる。(3)(4)も米の支給に関わるものであろう。(5)は削屑七点を接合して二片にまとめたものである。削屑はこのほかに二六点出土しているが、このうち一五点は文字の類似、木目の様子などから(5)と同一木簡と考えられる。



(2)



(1)



(4)



(3)

二 第六一次調査出土木簡

(1)  有衣

C180 × 12 × 1.88

(2) 「三斗三升」合 

C180 × 12 × 1.88

(1)(2)の廃棄年代は、木簡が出土した層位及び共伴する遺物により、(1)が九世紀後半、(2)が九世紀中頃と推定される。なお、これらの他に、曲物の底板に墨書が認められるものが一点あるが、文字は判読できない。

9 関係文献

宮城県多賀城跡調査研究所「宮城県多賀城跡調査研究所年報 一

九九一」(一九九二年)

(鈴木拓也)



第60次・61次調査木簡出土地点

宮城・^{えんぶくじ}円福寺遺跡

- 1 所在地 宮城県宮城郡松島町松島字町内
 - 2 調査期間 一九九一年(平3)三月～四月、五月～七月
 - 3 発掘機関 宮城県文化財保護課・瑞巖寺
 - 4 調査担当者 後藤勝彦・新野一浩
 - 5 遺跡の種類 寺院跡
 - 6 遺跡の年代 一三世紀中頃～一四世紀末
 - 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
- 円福寺遺跡は、塩釜市街地の北東約7km、松島湾の北西部に位置する。遺跡の立地は、北西から南東に向かって伸びる谷の開口部にあたる海浜低地で、標高4m前後を測る。
- 円福寺遺跡の調査は、瑞巖寺の地下貯水槽改修工事と宝物館新館建設に伴う事前調査で、宮城県文化財保護課の指導を受け、瑞巖寺(松島)が実施したものである。非常に限られた範囲の調査で



あったが、中世に存在した円福寺に関わると思われる基壇などの遺構と多量の遺物が発見された。しかし、遺構の年代を示す資料がないうえ、円福寺に関する文献も少ないため、詳細な年代は判然としませんが、一三世紀中頃から一四世紀末と思われる。

遺物は整理用コンテナに約一〇〇箱ほどである。瓦が最も多く、次いで国産陶器(瀬戸・常滑・地元産・木製品、また若干の輸入青磁片も出土した。瓦や陶器は火災後に行なわれた整地の土に大量に含まれていたが、木製品は自然堆積層中であり、保存状態はきわめてよい。ほとんどが箸・木匙・曲物・折敷・漆器などの日用品で、珠数玉・舟形などの信仰に関わるものは非常に少ない。

木簡は一点のみ出土。遺構に伴う状況ではなく、大量の木製品を含む自然堆積層から、箸・櫛・漆器・木匙・下駄・削屑等とともに出土した。



8 木簡の釈文・内容

(1) □□□□

(70) × 13 × 3 21

木簡は上下を欠失する。文字はにじんだようにみえ、赤外線をあててみたものの判読はできなかった。

9 関係文献

瑞巖寺博物館『円福寺遺跡事前発掘調査報告書』(一九九二年)

(新野一浩)

木簡研究 第二〇号

巻頭言——木簡学会の十年——

一九八七年出土の木簡

原 秀三郎

概要 平城宮・京跡 興福寺勅使坊門跡下層 藤原宮跡 藤原京跡
 藤原京左京九条三坊 紀寺跡 長岡宮跡 長岡宮・京跡 鳥羽離宮跡
 千代川遺跡 矢谷遺跡 大板城跡(1) 大板城跡(2) 藤原南遺跡
 宅原遺跡(豊浦地区) 長田神社境内遺跡 書写坂本城跡 砂入遺跡
 杉垣内遺跡 清洲城下町遺跡 岩倉城遺跡 勝川遺跡 刈安賀遺跡
 山中遺跡 小町二丁目一〇七番地点遺跡 宮町遺跡 川田川原田遺跡
 光相寺遺跡 妙楽寺遺跡 釜岡遺跡 南古船遺跡 大福遺跡
 手取清水遺跡 角谷遺跡 横江荘遺跡 白环遺跡 車戸千軒町遺跡
 延行条里遺跡 長門因分寺跡 安養寺遺跡 金光寺跡推定地 博多遺跡群(築港線関係第三次調査) 吉野ヶ里遺跡群 木古牟田遺跡

一九七七年以前出土の木簡(二〇)

平城宮跡(第四四次)

中世木簡の一形態——山札・字札についての覚書——

雲夢睡虎地秦墓竹簡「日書」より見た法と習俗

木簡の保存処

巻報

『木簡研究』六一—一〇号総目次

研究集会報告一覧

木簡出土遺跡報告書目録

木簡出土遺跡一覧

石井 進
 工藤 元男
 沢田 正昭

寺崎 保広
 寺崎 保広
 額価 三八〇〇円 千五〇〇円

木簡研究 第二号

巻頭言

狩野 久

一九八八年出土の木簡

概要 平城京跡 平城京左京二条二坊十一・十四坪坪境小路跡 平城京左京二条四坊二坪 東大寺大仏殿廻廊西部地区藤原宮跡 藤原京跡 長岡宮・京跡 長岡京跡 嵯峨院跡(史跡大覚寺御所跡) 大坂城跡 東郷遺跡 吉田南遺跡 小犬丸遺跡 姫路城跡(武家屋敷跡) 姫路城跡(東部中濠) 玉手遺跡 袴狭遺跡 山の神遺跡 池ヶ谷遺跡 瀬名遺跡 居村B遺跡 今小路西遺跡(福祉センター用地) 中里遺跡 中江田本郷遺跡 高溝遺跡 狐塚遺跡 仙台城二の丸跡 熊野田遺跡 一乗谷朝倉氏遺跡 三小牛へ遺跡 能登園分寺跡 菊久遺跡 草戸千軒町遺跡 尾道遺跡(GD01地点) 紺屋町遺跡 下川津遺跡

一九七七年以前出土の木簡(一)

出雲国庁跡

中国出土簡牘の保護研究

胡 繼高

中国出土土木・竹簡の保存科学的研究(抄訳)

訳・佐川正敏

木箱と文書

小池伸彦

所謂『長屋王家木簡』の再検討

大山誠一

有簡尾字による固有名詞の表記

大綱 隆

索引

頒価 三八〇〇円 千五〇〇円

木簡 研究 第二二号

巻頭言

田中 琢

一九八九年出土の木簡

概要 平城京跡 平城京左京二条四坊十一坪 粟節寺 西大寺 藤原宮跡 藤原京跡 山田寺跡 上之宮遺跡 飛鳥京跡 長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 長岡京跡(3) 平安京左京三条三坊十六町 平安京西市外町 平安京右京六条一坊十三町 平安京右京七条二坊十四町 久田美遺跡 大坂城跡(1) 大坂城跡(2) 大坂城跡(3) 上清滝遺跡 日置荘遺跡 上町遺跡 小曾根遺跡 森北町遺跡 但馬園分寺跡 砂入遺跡 嶋遺跡 山国・源ヶ坂遺跡 上海野・宮ノ前遺跡 清洲城下町遺跡 川合遺跡 八反田地区 多摩ニ・ムータウン遺跡群(No.1-7遺跡) 西河原森ノ内遺跡 木部遺跡 虫生遺跡 筑摩佃遺跡 園分塚遺跡 門田条里制跡 胆沢城跡 秋田城跡 辻遺跡 寺前遺跡 天神山遺跡 百間川原尾島遺跡 車戸千軒町遺跡 周防国府跡

一九七七年以前出土の木簡 (一二)

平城宮跡 (第三五次)

森ノ内遺跡出土の木簡をめぐって
木簡類による和名抄地名の考察

山尾 幸久
工藤 力男

内資人考

春名 宏昭

巻報

頒価 三八〇〇円 千五〇〇円

一九七七年以前出土の木簡（一四）

奈良・平城宮跡（第五〇・五一・五二・六三次）

- 1 所在地 奈良市佐紀町
- 2 調査期間 第五〇・五一・五二次 一九六八年（昭43）七月
 一九六九年二月、第六三次 一九七〇年五月、七月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 坪井清足
- 5 遺跡の種類 宮殿・官衙跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代、平安時代初期
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
 調査地は平城宮の西辺で西面中門（佐伯門）の東北に接する場所であり、合計九次にわたる発掘調査が継続して行なわれた。
 調査の結果、この場所は奈良時代初期から平安時代初期にかけて五時期の変遷をとげるが、ほぼ全時期を通じて、南北九〇〇尺、東西三三〇〇尺という長大な区画をもった官衙跡であることが判明した。

平安宮「宮城園」によれば、西面大垣に内接して左右馬寮が南北に配置され、ともに南北八四〇尺、東西三五〇尺という南北に長い敷地をもつ。また、藤原宮の発掘においても宮西辺にやはり南北に細長い「西方官衙」跡が確認されており、平城宮も含めた三者は同様の性格の官衙と推定しうる。

遺構は官衙域の北半に正殿や脇殿などからなる正序ブロックがあり、南半は中央が広い空間となり、東と西に桁行の長い南北棟が配される。出土遺物のうち、墨書土器には「主馬」が一点、「内廐」が一点含まれており、これも官衙名推定の有力な手がかりとなる。

以上のような諸点から、この区画内の官衙は左右いずれかの馬寮に相当し、宝亀一〇年（七七九）天応元年（七八）頃には統合されて主馬寮となり、のち再び左右馬寮となる官衙といえよう。そのように考えることにより、官衙としては特殊な遺構である発掘区南半の南北に長大な建物を馬房に、中央の空間を馬の調教場に比定することも可能となる。

木簡が出土したのは計五カ所の遺構である。以下、次数毎に述べる。

一 第五〇次調査

SD五九六〇 馬寮の東隣にある官衙の西辺を画する素掘りの南北溝で、埋土から木簡が一点出土した。伴出遺物から、この溝は平城遷都後ほどなく掘削され、奈良時代中期まで存続したとみられる。

二 第五一次調査

SA五九五〇 馬寮の東を画する独立柱南北溝で、佐伯門から東へのびる道路部分より発し、北は馬寮北辺からさらに北へのびている。奈良時代中期の遺構である。この溝の一つの柱穴から四点の木簡が出土した。

三 第五二次調査

SD六一五五 馬寮の東隣にある官衙の西を限る南北築地SA六一五〇が廃絶した後、これを切って掘られた土坑状の東西溝である。この埋土から木簡一点が出土した。伴出遺物からみて、平安時代初期に属する。

四 第六三次調査

SD六四七七 馬寮の北を限る東西築地SA六四七五の北南溝溝である。木簡は一点で、奈良時代末期と平安時代初期の土層類が伴出した。

SD六四九九 馬寮の東の官衙北限の築地SA六五一〇のさらに北にある東西溝で、木簡が一点出土した。木簡の年紀は天平一〇・一一年に集中し、遺構の切り合いからも奈良時代中期に位置づけら

れる。

8 木簡の釈文・内容

(1) 志摩国志摩郡手館里戸主大伴部荒人□□

和漢根二斗
□□五年四月廿日
〔25.0×11.5×0.3〕

(2) 「阿波国阿波郡秋月郷米物部小龍一俵」

〔21.0×19.5×0.3〕

(3) ×十六一又七 七百廿九 八十一 九一 三百廿四□

〔15.0×19.5×0.3〕

(4) 播進兵士四人依蓮池之格採敷欠

注「坂」以移「坂坂」 天平十年六月九日

〔11.0×15.5×0.3〕





- (5) ・ × 進兵士三人依東國 ×
 ・ □ 以移 天平十年閏七月十二 ×
 (17) × 18 × 2 011
- (6) ・ 「鵜掃進兵士四人依人役數欠」
 ・ 「状注以移 天平十一年正月二日」
 17 × 14 × 2 011
- (7) ・ □ □ 進兵士四人依人 □
 ・ 「□」以移 □ □
 (18) × 17 × 3 019
- (8) ・ 「鵜掃進 ×
 ・ 「以移
 (23) × 17 × 3 019

各木簡の出土遺構は(1)がS D 五九六〇、(2)がS D 六一五五、(3)がS D 六四七七、(4)～(8)がS D 六四九九である。

9 関係文献

奈良国立文化財研究所『平城宮跡掘調査報告Ⅷ』(一九八五年)
 同『奈良国立文化財研究所年報 一九六九』(一九六九年)
 同『同 一九七一』(一九七一年)
 同『平城宮跡掘調査出土木簡要録(六)』(一九六九年)
 同『同(八)』(一九七一年)

(寺崎保広)

大阪・上田部遺跡

かみたべ

- 1 所在地 大阪府高槻市桃園町
- 2 調査期間 一九六九年(昭44)五月
- 3 発掘機関 高槻市教育委員会
- 4 調査担当者 原口正三
- 5 遺跡の種類 集落跡・水田跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺物の概要

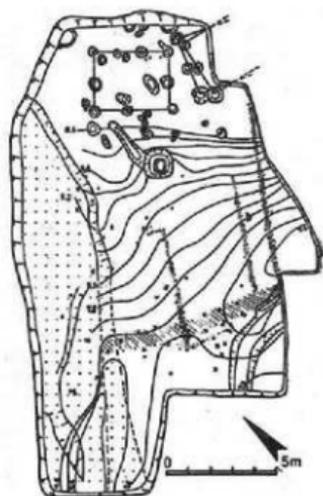
上田部遺跡は芥川の東方、現高槻市の市庁舎の敷地内に位置し、市庁舎の建設に伴う事前調査で発掘が行なわれた。調査地域の北側



(京都西南部)

には小規模な独立柱建物二棟、井戸などがある。南側では沼と思われる深い泥炭化した黒色粘土層(凹部には薄く砂層が堆積する)の上には二面の水田が形成されている。下の水田には東西方向の、水路に伴う枕列や屈曲した溝があり、上の水田に

は南北方向の枕列がある。下の水田が土砂で埋没したために新たに水田が作られたらしいが、木簡をはじめとする遺物からみて、両者の間に大きな時間差はない。木簡はすべてこの二面の水田から出土した。木簡のほか、馬塚・田下駄・機織具などの木製品、土器、和同開珎、牛骨などの遺物があり、牛耕をなしうるほどの規模の農業経営を想定することができる。そのうえ、小字名が「田部」であること、「田子」と墨書した土器があることなどから、竹村屯倉の系譜を引く摂津国の官田跡とする見解が有力である。ただし、木簡やその他の遺物は西方の芥川の分流が溢れたために、おし流されてこの地に堆積したものと考えられている。



8 木簡の釈文・内容

- (1) □□十五尻今遺定五百廿三尻
〔110〕×〔5〕×〔4〕 019
- (2) 品運部君□□
〔鹿末〕
〔110〕×〔9〕×〔9〕 019
- (3) 「土止申
〔95〕×〔9〕×〔5〕 019
- (4) 土□□□□□
〔115〕×〔18〕×〔4〕 019
- (5) □□∨
□□∨
〔85〕×〔3〕×〔5〕 019
- (6) ・今遺二段□□□巷分
天乎七年閏十一月廿三日
□□□主道守千足
〔100〕×〔30〕×〔6〕 019
- (7) ×月六日
十二月
□□致□
四月申日
□□□□
〔65〕×〔30〕×〔2〕 011

(9) □□□□ □□□□
〔17〕×〔15〕×〔3〕 081

④ 「○□□曾□在高不□々」
〔鹿末〕

・「○□□□□□□□□」

□□□□□□□□
79×13×3 013

① 七□□□□ □□□□
〔115〕×〔12〕×〔3〕 081

出土した木簡は一三点あるが、一点は複製焼失し、一点は腐蝕が激しい。(1)には裏面にも墨痕がある。(1)(6)は田積の計算に関わるもので、いずれも違った田の面積を記している。(1)の「尻」は代に通じるとされている。(6)の天乎七年閏十一月という年紀に注目し、これらの木簡は天乎七年の班田と関連するとされているが、これらが官田と関連するとすれば、班田の対象外とされた可能性が強く、班田との関連は疑問であるとする見解もある。

9 関係文献

- 高槻市教育委員会『上田部遺跡調査概報一九六九』(一九六九年)
原口正三・富成晋也『大阪府高槻市における上田部遺跡と川西遺跡の調査』(『日本歴史』二五六 一九六九年)
高槻市史編さん委員会『高槻市史』第六(一九七三年)
木簡学会編『日本古代木簡選』(一九九〇年)

(豊森浩幸)

大阪・郡家ぐんけい今城遺跡いましろ

- 1 所在地 大阪府高槻市今城町
- 2 調査期間 一九六九年(昭四)
- 3 発掘機関 大阪府教育委員会
- 4 調査担当者 田代克己
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代～平安時代前期
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(京都西南部)

郡家今城遺跡は高槻市のほぼ中央を流れる芥川の西に位置する。この地域は摂津最大の前期古墳群である弁天山古墳群や今城塚古墳、また、芥川庵寺、式内阿久刀神社が存在するなど、古くからの三嶋地方の中心地であり、鴨上郡衙に比定される郡家川西遺跡もこの地に存在する。この遺跡は郡家川西遺跡の西に接するよう存在し、存続期間がほぼ同じである点などから、

郡衙と密接に関連する遺跡と考えられている。

調査は大阪府立三島高校の建設に伴うもので、敷地内の北東寄りの調査区では多数の掘立柱建物や井戸などが検出された。木簡は調査区の北端に存在する井戸から出土した。井戸は径一・七mの円形の掘形を持ち、底部では曲物桶数個を使用して井戸枠としている。木簡とともに土師器、素串が出土した。

- 8 木簡の釈文・内容

(1) 鳥取部□六人部子□□□

(110) × 12 × 3 019

- 9 関係文献

高槻市史編さん委員会『高槻市史』第六(一九七三年)

(亀森浩幸)



(京都西南部)

芥川の西に位置するこの遺跡のある一帯は、古くから三島地方の中心地であり、また「郡家」の地名が残っていることから、嶋上郡衙の所在地に比定された。一九六五年からこの地の調査が開始され成果を挙げてきたが、一九七〇年には宅地造成に伴う調査が実施された。調査区は川西小学校の北西に隣接する地域で、調査面積は造成予定地の未造成分約四五〇㎡である。

大阪・郡家川西遺跡

くんげかわにし

- 1 所在地 大阪府高槻市郡家本町・清福寺町・川西町
- 2 調査期間 一九七〇年(昭45)一〇月～二月
- 3 発掘機関 大阪府教育委員会
- 4 調査担当者 堀江門也
- 5 遺跡の種類 官衙跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代?平安中期
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

る。調査では独立柱建物一四棟、木簡が出土した井戸一基などの遺構が検出された。井戸は調査区の中央付近にあり、二・五m×二・九mの不整形の隅丸方形の掘形内に、上面で直径一m、底面で〇・九mの大きさをもち、深さは二・八mを測る。底から地表まですべて川原石を用いた石組がなされており、中央部でやや刷張りがある。この井戸からは木簡のほか、多数の完形の土師器、耳環、鉄鍔などが出土しており、土師器の中には「上郡」の墨書を持つものがある。

8 木簡の釈文・内容

(1) 小□□

10 × 18 × 4 100

9 関係文献

大阪府教育委員会『嶋上郡衙跡発掘調査概要Ⅳ』(大阪府文化財調査概要一九七〇―一) 一九七一年
高槻市史編さん委員会『高槻市史』第六(一九七三年)

(寛森治幸)

木簡研究 第二三号

巻頭言

笹山 晴生

一九九〇年出土の木簡

概要 平城京跡左京三条三坊十二坪 東大寺旧境内(三社池) 藤原宮跡 藤原京跡右京七条二坊 山田遺跡 山田寺跡 長岡京跡 今里城跡 烏羽羅宮跡 壬生寺境内遺跡 里邊跡 大坂城跡 住友鋼火所跡 山之内遺跡 勝山遺跡 新金岡史池遺跡 豊島郡糸里遺跡 五反島遺跡 上小名田遺跡 吉田南遺跡 明石城武家屋敷跡 今宿丁田遺跡 待賢遺跡 伊賀國府推定地 瀬名遺跡 忍城跡 市原奈良朝遺跡 鉢形地区糸里遺跡 石田三毛遺跡 斗西遺跡 一栗谷朝倉氏遺跡 浄水寺跡 上宮屋遺跡 田中遺跡 八幡林遺跡 楠立C遺跡 的場遺跡 荒田日条里朝遺跡 柳之御所跡 矢野遺跡 岡山城二之丸跡 草戸千軒町遺跡 長登剣山跡 東山崎・水田遺跡 鴻巣館跡 大宰府跡 親世智寺跡 多田遺跡 上高橋高田遺跡

一九七七年以前出土の木簡(一二三)

飛鳥京跡 泉立明日香養護学校遺跡 大坂城跡

鈴木 謙民

下曾我遺跡と出土木簡

香川県長福寺出土の木簡 「二条大路木簡」と古代の食料品貢進制度

中國隋唐字匯學術研討會參加記

樋口 知志

集報

佐藤 信

頒価 四三〇〇円 十五〇〇円

木簡学会会則

第一条 本会は木簡学会と称する。

第二条 本会の事務所は奈良県内に置く。

第三条 本会は木簡に関する情報を蒐集・整理し、木簡そのものについての研究・保存を推進するとともに、その成果の普及をはかり、史料としての活用に資することを目的とする。

第四条 本会は前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

- 1 木簡に関する情報の蒐集および整理
- 2 研究集会の開催
- 3 会誌『木簡研究』その他の刊行
- 4 発掘調査組織、その他関連する学会・機関との連絡および協力
- 5 その他前条の目的を達成するために必要な事業

第五条 木簡の調査・研究に従事し、本会の趣旨に賛同する者は会員になることができる。

二 本会に入会しようとするものは、会員二名の推薦を必要とし、委員会の承認を得なければならぬ。

三 会員は所定の会費を納入しなければならない。会費の額は総会において決定する。

四 会員は総会における議決権を有し、会誌の配布をうけ、そ

の他の前条の事業に参加することができる。

五 会員に本会の目的の遂行をさまたげる行為のあった場合には、委員会はこれを除名することができる。

第六条 本会は次の役員をおく。

- 1 会長一名
- 2 副会長二名
- 3 委員若干名
- 4 監事二名

第七条 委員・監事は総会において選出され、任期は二年とする。ただし、再任はさまたげない。

二 委員は委員会を組織し、会則にもとづき会務を処理する。

三 会長および副会長は、委員会の互選による。会長は本会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐する。

四 監事は会計および会務の執行を監査する。

第八条 本会は毎年一回総会を開く。

第九条 本会の経費は会費および寄付金をもって、総会において会計報告を行うものとする。

第十条 この会則の変更は総会において議決するものとする。

第十一条 委員会は会務運営のため、幹事若干名を委嘱し、また細則を定めることができる。

彙報

第一三回総会および研究集會

木簡学会第一三回総会と研究集會は、一九九一年二月七、八日の両日、奈良国立文化財研究所平城宮跡資料館講堂において、会員約一七〇名が参加して開催された。会場には、平城宮跡第二三二次調査、飛鳥池遺跡、桑津遺跡、秋田城跡第五四次調査、柳之御所跡、新潟県内の緒立C他七遺跡、長登銅山跡、上高橋高田遺跡出土の木簡等に加えて、出土が発表されたばかりの湯ノ部遺跡の木簡が展示され、関心をよんだ。

◇二月七日(土) (午後一時～五時)

第一三回総会(議長 志水正司氏)

開会の挨拶で狩野久会長は、新委員が選出されたことを契機に、会運営上改善を要する点、特に会員問題に取り組み必要性を提示された。また七月に逝去された田中稔氏への哀悼の意を述べられた。続いて、議長に志水正司氏を選出して議事にはいった。

会務報告(館野和己委員)

今年度は、新入会員二名、退会者一名で、計二九四名となった

こと、会員問題については、研究集會参加者が飽和状態に達し、会のあり方を再検討する必要に迫られているとの現状認識を示し、今後アンケート等で会員の意見を聞くこと、また会費の長期滞納者の取扱いに関する内規が委員会で決定されたこと、田中稔氏の御遺族より五〇万円の寄付をうけたこと、等の報告があった。

編集報告(榮原永遠男委員)

『木簡研究』第一三号編集担当の榮原委員から、編集経過が説明された後、製作費の高騰・頁数の増加により、会誌代を今号から四三〇〇円に値上げする旨の報告があった。

会計・監査報告(織村宏委員・笹山晴生監事)

織村委員から一九九〇年度の会計報告が行なわれた。ひきつづき笹山監事から、会計運営が適正に行なわれていること、監査の際に来年度予算案作成の提言を行なった旨報告があった。提言をうけて織村委員から、一九九二年度予算案の報告がなされた。

以上の案件が、異義なく承認された。

入会審査の保留について(狩野久会長)

会則第五条について、狩野会長から二年間をめどに新入会員の入会審査を保留したい旨の提案があり、今後については会員の意見を聞いて検討するとして、案件は承認された。

研究集會(司会 鎌田元一氏)

考古資料としての古代木簡

山中 章氏

近年の新潟県内出土木簡と新たな課題 坂井秀弥氏・小林昌三氏

山中氏の報告は、木製品としての木簡の検討により、製作技法と記載者の一致を指摘し、技法と行政組織の関連性を論じたものである。遺跡の性格や保存問題が注目される新潟県内出土木簡の報告は、坂井氏が八幡林・的場・緒立C・発久・曾根遺跡等の概要を説明し、小林氏が八幡林出土木簡を中心に主要な木簡の内容を説明した。両報告の内容は本号に掲載できた。

研究会終了後、ひきつづき同会場にて懇親会が行なわれた。

◇二月八日(日) (午前九時三〇分～午後三時)

研究会(司会 山中敏史氏・石上英一氏)

一九九一年全国出土の木簡

森 公章氏

秋田城外野東門跡付近出土の木簡

小松正夫氏・平川 南氏

山口県長登銅山跡出土の木簡

池田善文氏・八木 充氏

森氏の報告は、一九九一年に全国で木簡が出土した三七遺跡について、木簡出土遺跡と木簡の概要を説明したもので、その多くは本号に掲載できた。

秋田城跡出土木簡については、小松氏が遺跡の概要を、平川氏が木簡の内容を説明した。整理途中の報告であり、未報告分を含めた全容の発表が待たれる。

一九九〇年度長登銅山跡出土木簡の概容は、前号に池田・八木両氏による報告がある。

午後からは、追加報告として湯ノ部遺跡出土木簡について、滋賀県文化財保護協会の大橋智弥氏の説明があった。つづいて二日間の報告に関して質疑討論が活発に行なわれた。最後に早川庄八副会長から会の運営について意見を寄せていただきたい旨の挨拶があり、閉会が告げられた。

委員会報告

◇一九九一年二月七日(土)

於奈良国立文化財研究所

総会に先立って、会務報告、「木簡研究」第一三号編集報告及び頒布について、一九九一年度会計中間報告、一九九二年度予算案、総会・研究会の運営等について検討が行なわれた。また、長期会費滞納者の取扱いに関する内規(案)の検討、会の組織・運営について、主に会員問題に関する討議が交わされた。

◇一九九二年五月三日(金)

於奈良国立文化財研究所

会務に関しては、幹事交替(本郷真昭氏の退任・榎木謙周氏への委嘱)の報告、会費長期滞納者の内規による退会の報告がなされ、それぞれ承認された。一九九一年度の会計報告、「木簡研究」第一四号の編集計画、第一回大会の日程・報告内容・研究会のもち方などについて検討を行なった。

また同日、一九九一年度の会計監査も行なわれた。

◇一九九二年一月六日(金)

於奈良国立文化財研究所

会務について

一九九二年度の会計中間報告について

『木蘭研究』第一四号の編集状況について

第一四回総会・研究集会の日程・内容等について

PROCEEDINGS OF JAPANESE SOCIETY
FOR THE STUDY
OF WOODEN DOCUMENTS

NO. 14 1992

CONTENTS

Foreword	Yagi Atsuru.....	i
Wooden Writing Tablets Recovered in 1991		1
Outline		
Explanatory Notes		
Nara Palace Site, Nara Prefecture; Western ditch of one of inbound thoroughfares in Heijo Capital Eastern 2nd Ward on 2nd Street, Nara Prefecture; Eastern Market, Heijo Capital, Nara Prefecture; Toshodaiji Temple Site, Nara Prefecture; Fujiwara Capital Site, Nara Prefecture; Asuka-ike Site, Nara Prefecture; Remains of 4th Street, Fujiwara Capital, Nara Prefecture; Nagaoka Capital Site (1), Kyoto Prefecture; Nagaoka Capital Site (2), Kyoto Prefecture; Nagaoka Capital Site (3), Kyoto Prefecture; Enjo Site, Kyoto Prefecture; Kizugawa-kasho Site, Kyoto Prefecture; Osaka Castle Site, Osaka Prefecture; Sumitomo-Dofukisho Site, Osaka Prefecture; Kuwazu Site, Osaka Prefecture; Ryugeji Temple Site, Osaka Prefecture; Takatsuki Castle Site, Osaka Prefecture; Moat-enclosed Site, Sakai City, Osaka Prefecture; Byoubu Site, Hyogo Prefecture; Precints of Nagata Shrine Site, Hyogo Prefecture; Eibara Site, Hyogo Prefecture; Hakaza Site (1), Hyogo Prefecture; Hakaza Site (2), Hyogo Prefecture; Komyoji Temple Site, Shiga Prefecture; Nishigawara-Morinouchi Site, Shiga Prefecture; Nisigawara Site, Shiga Prefecture; Yunobe Site, Shiga Prefecture; Ishikawa-Jori Site, Nagano Prefecture; Takumi-Hinata-Shuchi Site, Gunma Prefecture; Kochaen Site, Fukushima		

Prefecture ; Tomizawa Site, Miyagi Prefecture ; Tagajo Castle Site, Miyagi Prefecture ; Enpukuji Temple Site, Miyagi Prefecture ; Tamichi-cho Site, C Point, Miyagi Prefecture ; Kamlaraya Site, Ishikawa Prefecture ; Yamadagochi Site, Niigata Prefecture ; Inazuki Site, Shimane Prefecture ; Yoshinoguchi Site, Okayama Prefecture ; Mikkaichi Site, Hiroshima Prefecture ; Naganobori Site, Yamaguchi Prefecture ; Takamatsu Airport Site, Kagawa Prefecture ; Sasai Site, Fukuoka Prefecture ; Kouzen-cho Site, Nagasaki Prefecture	
Wooden Writing Tablets Recovered before 1977 (14).....	133
Nara Palace Site, Nara Prefecture ; Kamitabe Site, Osaka Prefecture ; Gunge-Imashiro Site, Osaka Prefecture ; Gunge-Kawanishi Site, Osaka Prefecture ; Jobenoma Site, Toyama Prefecture ; Takase Site, Toyama Prefecture	
Ancient wooden writing tablets as archeological materials	
..... Yamanaka Akira.....	147
Wooden Writing Tablets recovered from Hachimanbayashi	
Site etc. in Niigata Prefecture	Kobayashi Shoji..... 189
Kinoe (木上) and Kataoka (片岡).....	Iwamoto Jiro..... 212
Appointment and traffic of lower provincial governors	
.....	Suzuki Keiji..... 225
Present situation and tasks of the study of Chinese	
wooden or bamboo writing tablets recovered	
from TUNGHUNG (敦煌).....	Yoshimura Masayuki..... 241
Bulletin	

Published by
JAPANESE SOCIETY
FOR THE STUDY OF WOODEN DOCUMENTS

一九九二年十二月二十日 印刷
一九九二年十一月二十五日 発行

〒630 奈良市二条町二丁目九番一號
奈良国立文化財研究所

編集発行

木 簡 綾 村 宏 氣 付
會 長 野 野 會

TEL (090) 341-3931
振替口座 京都 〇一五二七

京都市下京区油小路仏光寺上ル

印刷

眞 陽 社

TEL (075) 351-1603

ISSN 0912-2060

